

(仮称) 新温泉風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成30年4月

合同会社 NWE-09 インベストメント

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成30年2月9日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年2月9日（金）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した。（別紙1参照）

- ・神戸新聞（日刊）
- ・日本海新聞（日刊）
- ・読売新聞（日刊）
- ・朝日新聞（日刊）
- ・毎日新聞（日刊）
- ・産経新聞（日刊）

※平成30年3月9日（金）、10日（土）及び11日（日）に開催した説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ（別紙2-1参照）

以下の広報誌によるお知らせ実施した。

広報しんおんせん1月号（平成30年1月25日（木）発行）

広報ふるさと香美2月号（平成30年2月8日（木）発行）

③ 町のウェブサイトによるお知らせ

新温泉町のウェブサイトによるお知らせを実施した。（別紙2-2参照）

- ・新温泉町のウェブサイト

<https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>

平成30年3月9日（金）、10日（土）及び11日（日）に開催した説明会についての公告を含む

④ 県及び事業者のウェブサイトへの情報掲載

下記のウェブサイトに情報が掲載された。

- ・兵庫県のウェブサイト（別紙2-3参照）

<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>

- ・当社のウェブサイト（別紙 2-4 参照）

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 6 か所において縦覧を行った。また、当社のウェブサイトにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・新温泉町役場本庁舎企画課
（兵庫県美方郡新温泉町）
- ・新温泉町役場温泉総合支所地域振興課
（兵庫県美方郡新温泉町）
- ・香美町役場町民課
（兵庫県美方郡香美町）
- ・香美町役場村岡地域局健康福祉係
（兵庫県美方郡香美町）
- ・香美町役場小代地域局健康福祉係
（兵庫県美方郡香美町）
- ・兵庫県農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室
（兵庫県神戸市）

② インターネットの利用による公表

- ・当社のウェブサイトにおいて、方法書及び要約書を公表した。（別紙 2-4 参照）
- ・兵庫県、新温泉町のウェブサイトより当社のウェブサイトへリンクをされることにより、方法書及び要約書が参照可能とされた。（別紙 2-2～2-3 参照）

(4) 縦覧期間

平成 30 年 2 月 9 日（金）から平成 30 年 3 月 12 日（月）までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 11 名であった。

（内訳）新温泉町役場本庁舎企画課	6 名
新温泉町役場温泉総合支所地域振興課	4 名
香美町役場町民課	1 名
香美町役場村岡地域局健康福祉係	0 名
香美町役場小代地域局健康福祉係	0 名
兵庫県農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年3月9日(金) 19時00分から20時40分
- ・ 開催場所：村岡区中央公民館 (兵庫県美方郡香美町村岡区村岡396)
- ・ 来場者数：18名

- ・ 開催日時：平成30年3月10日(土) 13時30分から15時30分
- ・ 開催場所：夢ホール (兵庫県美方郡新温泉町湯990-8)
- ・ 来場者数：45名

- ・ 開催日時：平成30年3月11日(日) 13時30分から15時30分
- ・ 開催場所：浜坂多目的集会施設 (兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1)
- ・ 来場者数：38名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年2月9日(金)から平成29年3月26日(月)までの間
(縦覧期間及びその後、14日間とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙3参照)

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は20通であり、環境の保全の見地からの意見は63件であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は 63 件であった。それに対する当社の見解は表のとおりである。

第 2-1 表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 1)

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>新温泉町風力発電事業について、反対します。</p> <p>理由 1 風力発電事業の設営に伴い、周辺地域の環境が破壊される。(生物の住み処が無くなる。木々の伐採により、土砂崩れの危険性が高まる) 理由 2 低周波による人的影響。周辺には学校等があり、子どもたちの健康に害がある危険性があるのではないかと。</p> <p>新温泉町は、私の生まれ育った土地です。風力発電事業により、豊かな自然が破壊されることには、心が痛みます。また、これからの未来を担う子どもたちが健やかに過ごせるよう努力するのが、我々大人の役目だと思います。事業者の方々には、もし自身の住む場所にできるとしたら賛成できるかどうか、また環境破壊による災害や健康被害が起きたときの補償はどうするのかどうか、よく考えていただきたいです。</p>	<p>今後、地域の皆さまへの説明を継続し、事業についてご理解いただけるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価手続きを通じて、生物への影響を可能な限り低減できるように事業計画を検討します。また、土砂崩れが発生しないように関係法令に基づき配置の検討や設計面で十分に検討いたします。 ・風力発電機からの騒音・低周波音についても今後の環境影響評価の中で、調査、予測及び評価を行っていくこととしており、その結果も踏まえて事業計画を検討してまいります。 ・事業を実施するにあたり、地元の皆さまの心情的なものにも配慮する必要があると考えております。 ・健康被害につきましては、本事業に起因していることが明らかになった場合には、事業者として責任を持って対応します。なお、施設の稼働後には、現地に事務所を設置するなど、地元の方からの問い合わせ等に対応する仕組みを検討します。

(意見書 2)

No.	一般の意見	事業者の見解
2	<p>設置場所予定地域に私の実家があります。自然が豊かで帰ると目でも癒され、心も癒される場所です。その自然を守って下さい。</p> <p>そして低周波などで、その場所の心地よくすごせる環境をうばわないで下さい。家族が、知人が、親戚が、体を害する影響のあるものを作ってほしくありません。</p> <p>新温泉町の宝である自然を守って下さい。何卒よろしくお願い致します。</p>	<p>環境影響評価手続きを通じて、自然環境への影響を可能な限り低減できるように事業計画を検討します。また、風力発電機からの騒音・低周波音についても、今後の環境影響評価の中で、調査、予測及び評価を行っていくこととしており、その結果も踏まえて事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 3)

No.	一般の意見	事業者の見解
3	<p>当該場所は兵庫県北但馬地域の緑条例の景観形成区域内の山を守る区域、山を生かす区域と指定されている。ここには独立峰頂部、突出尾根、山の稜線では開発をしない事とされている。この場所に巨大な羽が見えてくる事は景観上よくない。又、これらが設置される事になる場合は、山が高いところへ車両が通れる勾配の道を造ると道路が長くなる事から山の面に右、左と緑を切り裂く帯も出てくるので山の景観そのものが人工物と見えると考えられる。ここに限らず人工の風車が廻っている様子は異様である。上記のような理由により、山頂での開発は控えて頂きたい。</p>	<p>ご指摘の緑条例(緑豊かな地域環境の形成に関する条例)の施行地域では、一定規模以上の開発行為を行おうとする場合は、市町や県との協議、届出等の手続が必要となるものであると認識しております。従い、今後、関係機関と必要な協議を行い、事業計画の検討を進めてまいります。</p> <p>また、工事用道路の敷設についても可能な限り影響を低減できるように検討していきます。</p> <p>今後、地域の皆さまへの説明を継続し、事業についてご理解いただけるように努めます。</p>

(意見書 4)

No.	一般の意見	事業者の見解
4	<p>1.環境影響評価方法書そのものが、適正に環境を評価するものとなっていないことが大きな問題である。</p> <p>①低周波音は日常的に生活の中にある音であるという考え方があり、低周波音は聞こえない音は問題がないという視点を持っていることが問題である。</p> <p>②オーストラリアで風力発電の低周波音が身体に影響があることを裁判所が認めている(2018.2.28)。こうした点から聞こえない音である低周波音が身体に大きく影響を及ぼしている観点から、評価方法書をつくりなおすべきである。</p> <p>2.上記の点を考慮せず、計画を推進する事業者、そして環境を調査する気象協会を全く信頼できない。実施ありきの方向しか行かない。</p> <p>3.要望：町民を早い段階で風車の下での体験ツアーをくんで下さい！！</p>	<p>1.環境影響評価方法書における調査・予測・評価し手法については、国等による定められた手法や科学的知見をもとに設定しております。また、記載内容については、国や県の審査を受けますので、審査結果を踏まえて、適宜調査計画の修正を行ってまいります。</p> <p>住民説明会では、低周波音を含む音についての一般的な考え方及び風力発電機からの騒音等についての国の調査結果と見解について、紹介させていただきました。オーストラリアの裁判の結果については、まずは詳細な情報の入手に努めます。</p> <p>2.当社としましては、騒音、低周波音は事業を進めるにあたり重要な事象であると考えており、国の見解に依らず、今後の環境影響評価の中で、調査、予測及び評価を行っていくこととしております。</p> <p>住民説明会でもご説明したとおり、本事業については、環境影響評価も手続き中であり、詳細な事業計画も今後検討していく段階です。また、事業の実施にあたっては、地域の皆さまにご理解をいただくことが前提と考えており、実施ありきで進める考えではありません。</p> <p>3.既設の風力発電施設の体験ツアーについては、実施の方向で検討します。</p>

(意見書 5)

No.	一般の意見	事業者の見解
5	<p>1.風力発電の環境影響評価指標そのものが問題である。</p> <p>①調査主体である気象協会職員自身が風力発電が自分の居住地にあるとしたらどうするのかという問いに答えられていない。人への身体の影響を親身に考えていないという証拠である。</p> <p>②環境を破壊していくということについて提示された評価方法書が、現実には及ぼす予想される被害と大きく異なっている。</p> <p>※そこに住む住人しかわからない問題を説明会で住民の意見をすい上げ把握できてない。③人体への影響、動物への影響が多であるにもかかわらず、今、目に見えることでしか評価しようとしてないことに問題がある。</p> <p>これから生きる人の 10 年後 20 年後について見通した評価をせよ！！</p> <p>2.県国がこの計画を受理するとするなら県国の受理について責任を追求する。</p> <p>3.事業者も“わかりません”等の返答が多く、「やってみなけりゃわからない的」・・・ひどすぎる。</p>	<p>1.住民説明会では、低周波音を含む音についての一般的な考え方及び風力発電機からの騒音等についての国の調査結果と見解について、紹介させていただきました。</p> <p>当社としましては、騒音、低周波音の影響は人の健康に関わる問題であるため、騒音、低周波音は事業を進めるにあたり重要な事象であると考えており、国の見解に依らず、今後の環境影響評価の中で、調査、予測及び評価を行っていくこととしております。</p> <p>環境影響評価方法書における調査・予測・評価し手法については、国等による定められた手法や科学的知見をもとに設定しております。また、記載内容については、国や県の審査を受けますので、審査結果を踏まえて、調査計画の適宜調査計画の修正を行っていきます。また、調査、予測、評価結果についても国や県の審査を受けることとなります。</p> <p>2.国や県の責任については、回答する立場ではありませんので、回答は控えさせていただきます。</p> <p>3.住民説明会でもご指摘のあった稼働中の他事業の状況等については、今後情報収集に努めます。</p>

(意見書 6)

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p>風力発電そのものにすべて反対します。</p> <p>①環境保全についての評価そのものが適正ではない</p> <p>・山々の木々、土地の破壊についての評価方法書の観点そのものが、起こり得ると考えられる被害と大きくズレている。</p> <p>例：治山における河口域等への被害など</p> <p>・人体そして動物への影響について、近くにいる動物そのものが住めない状況になる。そして追いやられる動物がどのような行動をするか。見通した評価をするべきである。今見えることでしか評価していないことが問題である。</p> <p>②調査を実施する気象協会の見解、対応等、人の命を第一に優先する態度を感じられない。こうしたところの調査を信頼できない。</p> <p>③実施主体であるコンサル会社も同様である。(②と)住民への被害や問題を親身に考えているとはどうも思えない。</p> <p>④仮に、国や県がこれを許可したら、その国や県の責任をも追及する。山陰はジオパークに指定されている。ここにそうした風車を許可する責任をしっかり肝にめいずるべき。</p>	<p>今後、地域の皆さまへの説明を継続し、事業についてご理解いただけるように努めます。</p> <p>①・環境影響評価方法書は、今後実施する調査、予測、評価の手法について記載しているものですので、評価はこれから行っていくこととなりますが、環境影響評価の手続きの中で国や県の審査を受けながら適切に実施していきます。</p> <p>・現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応して参ります。加えて、事業実施による山地の改変についても、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>②③当社としましては、騒音、低周波音の影響は人の健康に関わる問題であるため、事業を進めるにあたり重要な事象であると考えており、国の見解に依らず、今後の環境影響評価の中で、調査、予測及び評価を行っていくこととしております。</p> <p>④国や県の責任については、回答する立場ではありませんので、回答は控えさせていただきます。当該地域が山陰海岸ジオパークに指定されていることは承知しており、山陰海岸ジオパーク推進協議会とも協議をしております。また、環境影響評価では、そのことも踏まえた調査計画としております。</p>

(意見書 7)

No.	一般の意見	事業者の見解
7	<p>先日オーストラリアにおいて風力発電の健康被害における訴訟で低周波音の被害が認められています。平素は聴こえなくとも、マンションの通気口が笛のようになって被害が出たというイレギュラーな事態もあったとお聞きしています。特に熊谷地区における両面包囲には不安があります。</p> <p>不眠症の方も少なからずおられます。とても聴覚に敏感になっており、そのような方々への配慮が必要かと思われまます。グレーな状態での設置は認められるものではありません。</p> <p>また、近年動物たちが里の方へ多く降りてきて農作物の被害も増えています。風車設置による自然破壊でますます野生動物たちが下へ下へと追い立てられるのではないのでしょうか。</p> <p>この地への設置を考え直していただきますよう、よろしく願い致します。</p>	<p>オーストラリアの裁判の結果については、まずは詳細な情報の入手に努めます。</p> <p>風力発電機の配置等は、今後の詳細な事業計画の検討や環境影響評価の結果等により決定となります。</p> <p>騒音、低周波音の影響は人の健康に関わる問題であるため、事業を進めるにあたり重要な事象であると考えておりますので、適切に調査、予測、評価を行い、その結果を事業計画に反映するように検討いたします。</p> <p>また、現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応して参ります。加えて、事業実施による山地の改変についても、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>今後、地域の皆さまへの説明を継続し、事業についてご理解いただけるように努めます。</p>

(意見書 8)

No.	一般の意見	事業者の見解
8	<p>風力発電において、とても良いイメージがあったのですが、音の問題、低周波による健康被害がある事を、この度初めて知りました。</p> <p>まだ小さい子供達も我家にはいます。</p> <p>全ての人がいいという訳ではないかもしれませんが、出来てしまってから何かが起こっては遅いと思うのです・・・</p> <p>人に影響のない場所にすることは出来ないのでしょうか！？</p> <p>心配で安全の確証がない状態で設置するのはいかがなものかと思っております。</p>	<p>本事業は、現在環境影響評価の手続き中で、事業による環境影響については、今後実施する現況調査や予測、評価を行い、環境影響評価準備書にとりまとめて、公表します。</p> <p>また、事業計画についても、今後の詳細な検討や環境影響評価の結果により変更となる可能性もございます。その中で可能な限り環境影響を回避又は低減できるように検討するとともに、地域の皆さまへも適宜ご説明をし、事業に対してご理解いただけるように努めてまいります。</p>

(意見書 9)

No.	一般の意見	事業者の見解
9	<p>風力発電事業について、反対します！！風車運搬について、ネットで調べました。新温泉町に設置される大型風車、16～21 基これだけ大きな物をこれだけの数運搬するのにどれだけの木が切られ、川が汚染され、動植物への影響が出るのかは目に見えていると思います。風車の部品を運搬するのに大型クレーンやトラックに、大型の重機が通る道を作らないといけないって事ですよね！どれだけ自然が破壊されるのか考えただけで不安と恐怖で押しつぶされそうです。自然豊かな新温泉町の山をどうか破壊しないで下さい。よろしく願いします。</p> <p>要望です。山の上にある風車の見学ツアーをして欲しいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、風力発電機の運搬に伴い、既設道路の拡幅、新設道路の敷設が必要となり、また、それに伴い木の伐採も発生します。</p> <p>工事の実施に際して可能な限り改変を少なくし、河川への濁水や動植物への影響を可能な限り回避又は低減できるように検討します。</p> <p>既設の風力発電施設の見学ツアーについては、実施の方向で検討します。</p> <p>今後、地域の皆さまへの説明を継続し、事業についてご理解いただけるように努めます。</p>

(意見書 10)

No.	一般の意見	事業者の見解
10	<p>新温泉町の美しい大自然が壊れるのは絶対イヤです。反対します。</p> <p>人も動物も自然もすべてに心地良い地球を壊さないで下さい。心よりお願い申し上げます。</p>	<p>環境影響評価手続きを通じて、自然環境への影響を可能な限り低減できるように事業計画を検討します。また、風力発電機からの騒音・低周波音についても、今後の環境影響評価の中で、調査、予測及び評価を行っていくこととしており、その結果も踏まえて事業計画を検討してまいります。</p> <p>今後、地域の皆さまへの説明を継続し、事業についてご理解いただけるように努めます。</p>

(意見書 11)

No.	一般の意見	事業者の見解
11	<p>騒音及び超低周波音に配慮するとともに住民、関係者に十分な説明と理解を得られるよう努力すること。</p>	<p>騒音及び超低周波音に配慮し、住民や関係者に十分な説明を行い、理解を得られるよう努力します。</p>

(意見書 12)

No.	一般の意見	事業者の見解
12	<p>風車の設置に反対です。中止してください。</p> <p>理由は環境破壊だからです。取り返しがつきません。かけがえのない森を破壊し、動物たちをより過酷な状況に追い込むことの自覚がないのですか。小さな日本の貴重な森です。魂を売るようなものです。</p>	<p>本事業では風力発電機設置に伴い樹林地を改変することになります。そのため、環境影響評価手続きを通じ、これら改変や風力発電機設置に伴う影響が回避又は極力低減されるよう、方法書にお示した現地調査を的確に実施し、対象事業実施区域及びその周囲における動植物の生息・生育状況を把握した上で、適切な事業計画を検討してまいります。</p> <p>今後、地域の皆さまへの説明を継続し、事業についてご理解いただけるように努めます。</p>

(意見書 13)

No.	一般の意見	事業者の見解
13	<p>私は長年の不妊治療で体調を崩し、食事療法、鍼治療等で元気を取り戻そうと日々頑張っております。風力発電機設置の話があると知り、絶対に反対をしなければならぬと思いい見を書かせて頂くことにしました。</p> <p>風力発電機が発する低周波は、目には見えない物ですが、必ず体に害を及ぼします。体の弱い高齢者が多いこの土地に風力発電機を設置されると、病気の人が増えて困ります。私もようやく体調が上向いてきているのに、それを阻害されたくありません。</p> <p>山の上に建てるという事にも問題があります。たぶん山の木をたくさん伐採する事になると思いますが、そうすると、地水が保たれず、大雨が降ったり長雨が続き続いた時等に、災害が起きます。山陰地方は雨が多いので、山に木が生えているという事は、すごく大事な事なのです。</p> <p>風力発電をしたいのであれば、もう少し人の住んでいない場所や、森林伐採しなくてもよい場所を見つけられたらいかがですか？</p> <p>新温泉町ではやめて下さい。</p>	<p>風力発電機からの騒音・低周波音についても、今後の環境影響評価の中で、調査、予測及び評価を行っていくこととしており、その結果も踏まえて事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、土砂崩れが発生しないように関係法令等に基づき配置の検討や設計面で十分に検討いたします。</p> <p>今後、地域の皆さまへの説明を継続し、事業についてご理解いただけるように努めます。</p>

(意見書 14)

No.	一般の意見	事業者の見解
14	<p>〔風車建設に反対する意見〕</p> <p>①風車を見ると、気分が悪くなる。何か目が廻るような感じがする。鳥取県北栄町、9号線バイパスを通過する時はできるだけ見ないようにしている。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>
15	<p>②山川草木の様相の風景が悪くなる。それぞれの地方、市、町には、その地に見合った<u>原風景がある</u>。春夏秋冬、それぞれの装いがあり、我々人々が生活していく上での基盤があると思う。普段は、あまり感じる事なく何となく暮らしているが、一度人工構造物ができると、はじめて、違和感があることに気が付く。でも、物事に気が付いた時には、もうすでに遅い。ましてや、今回のような、大型の構造物に関しては、一変してしまう。まず、建設道路から始まると、山々の斜面は大きく削り取られ、雨水の流れが変わってしまう。悪くすれば土砂災害の要因が大きく含まれる。又、動植物にあっては、鹿・猪・熊とか、今日ではやっかい物として見られているが、彼らも、私たちが知らない時代から生きている。彼らから見れば、逆に我々がやっかい物で迷惑を掛けている事になっている。又、私達人間も、空気振動とか意外なマイナス面が出てくると思う。</p>	<p>環境影響評価の中で騒音・低周波音や景観についても調査、予測及び評価を行っていくこととしており、その結果も踏まえて事業計画を検討してまいります。</p> <p>風力発電機の設置にあたっては、可能な限り改変面積を小さくするよう検討します。また、土砂崩れが発生しないように配置の検討や設計面で十分に検討いたします。</p>
16	<p>③仮に環境評価にパスして、構造物が出来た場合、これらの物に対してどのように管理していくのか。良い事ばかりではないと思う。一応耐用年数が20年と云う事になっているが、はたして20年持つのか？又、仮に20年持ったとしても21年目からはどのような対応になるのか？鳥取県、島根県には何基もあるが、どのような見通しで作られているのかはわからないが、まずは、失敗した時の事が気にかかる。時々、ハイキング登山に行く事があるが、建物等の残骸が放置され、残っている所もある。これらは、余り目立たない存在であるが、捨てられている事には間違いない。</p>	<p>20年間使用できるように安全面についても十分に検討し、風力発電機を設置します。また、日常的な保守点検や定期的な保守点検を適切に実施します。事業を開始するにあたっては、失敗（中止）しない見通しが立っていることが大前提となります。</p> <p>20年経過した後は、基本的には撤去することで考えています。但し、20年後の情勢次第で事業を継続する可能性もあります。</p>
17	<p>④今回の物体に関して、失敗すれば完全撤去する方法で考えていると思うが、可能だろうか。費用もかかり、多くの時間を要すると思う。今回この事業を起こす事によって、会社も利益があり、町にも税収が入り、町民の生活が楽になる方向となるのだろうか。はたして、そううまくいくのだろうか。どこの自治体でも赤字中の大・小はあるのだろうか、この税収が只、赤字の補填に廻るだけなのだろうか。全国各地でも色々な取り組みがなされているが、最初は儲かっているような感じであるが、10年も過ぎるとマイナスの状況になり、負の遺産となって逆に今後は手を焼くような事になると思う。まだまだ思う事は多くあるが、一度では表記できない。一番に思う事は、建設しない事が、最もベストだと思っている。</p>	<p>本事業は当社による民間事業であり、事業に対して国や地方公共団体から資金が入ることはありません。</p> <p>また、途中で採算がとれないことが見込まれれば、そもそも事業を開始できないものと考えております。</p>

(意見書 15)

No.	一般の意見	事業者の見解
18	<p>1. 平成 29 年 11 月 13 日兵庫県知事からの（仮称）新温泉風力事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について (4)動物・植物・生態系 ア 特にイヌワシについては、配慮書で「計画地はおそらく影響の少ない場所である」とされているが、この表現には大きな問題がある。扇ノ山を中心とする岸田川流域は、県内でわずか 2 ペアしか生息しないイヌワシのつがいの内の 1 ペアの生息地である等について、適切に環境影響評価を実施してまいります。なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は低減出来ない場合には、必要な事業計画の見直しを実施するとあるが、これは計画の白紙撤回を意味するののか。</p>	<p>イヌワシについては、対象事業実施区域及びその周囲においては当然ながら着目すべき種であると認識しております。現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲におけるイヌワシの生息状況や飛翔高度等把握した上で、有識者等の助言を踏まえ、事業実施に係る影響について、予測及び評価を行います。特に、バードストライクに関しては、年間予測衝突数を算出するなど、定量的な予測に努めてまいります。予測の結果、重大な影響が及びうると考えられた場合には、風力発電設備等の配置等を検討することなど、影響低減に向けて効果的な対策を講じる考えです。</p>
19	<p>2. クマタカもイヌワシ同様に国が絶滅危惧 IB 類 (EN)に指定し絶滅が心配されている鳥類であるが、建設予定地にクマタカが生息していればイヌワシと同様に保護すべきではないか。</p>	<p>クマタカについては、有識者のヒアリングでも指摘があったとおり、対象事業実施区域及びその周囲に生息していると考えております。クマタカについても着目して調査を行い、対象事業実施区域及びその周囲における生息状況や狩り場、営巣地等の情報を可能な限り収集いたします。その結果を踏まえ、クマタカへの影響が極力低減されるよう、事業計画を検討するなど適切な措置を講じてまいりたいと考えております。</p>
20	<p>3. 平成 27 年 風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業～兵庫県新温泉町～において、風力発電建設に伴うトラブルを避けるために新温泉町が環境省へ申請をして、環境省が事前に環境アセスを実施して結果を公表するものである。新温泉町が申請した地域はクマタカが生息しており、風力発電建設は非常に難しいと判断されている。新温泉町において環境省が実施した環境アセスでは風力発電建設が困難と判断されるなかで、今回、風力発電の建設予定地でクマタカの生息が確認できれば、モデル事業同様に建設を中止すべきではないか。</p>	<p>クマタカについては、有識者のヒアリングでも指摘があったとおり、対象事業実施区域及びその周囲に生息していると考えております。クマタカについても着目して調査を行い、対象事業実施区域及びその周囲における生息状況や狩り場、営巣地等の情報を可能な限り収集いたします。その結果を踏まえ、クマタカへの影響が極力低減されるよう、事業計画を検討するなど適切な措置を講じてまいりたいと考えております。</p>
21	<p>4.対象事業の目的のなかで 兵庫県は「第 4 次兵庫県環境基本計画」において「豊かで美しいひょうご」を目指し、施策を展開するとあり、 兵庫県新温泉町では、「海・山・温泉 人が輝く夢とぬくもりの郷」を将来像として掲げている。また、いずれも再生エネルギーの導入推進を図っている。しかし、新温泉町に建設されようとしている風力発電建設事業は、兵庫県及び新温泉町の主旨から言えば相反するものではないか。 再生エネルギーの導入は将来的にも必要ではあるが、そこに生息する貴重な動植物を犠牲にしてまで風力発電を建設することは明らかに目的から外れていると思われる。どのような考え方なのか説明すること。</p>	<p>兵庫県や新温泉町で掲げる自然環境の保全・維持と再生可能エネルギーの導入という 2 つの目標のバランスを保つために、県、町からも適宜指導をうけながら検討を進めて参ります。事業による環境影響については、今後実施する現況調査や予測、評価を行います。貴重な動植物への影響を回避又は極力低減できるように事業計画を検討して参ります。</p>
22	<p>5. 兵庫県内にイヌワシやクマタカが生息していることは、イヌワシやクマタカの餌となる動物が多く生息していることであり、豊かな自然が残されている証でもある。これは我々の祖先が自然と共存しながら守ってきた大事な宝でもある。今後も未来の人に残すべき財産を一企業の営利のために失うこと</p>	<p>まずは対象事業実施区域及びその周囲における動植物の生息・生育状況を現地調査により的確に把握してまいります。その結果を踏まえ、例えば、イヌワシやクマタカの衝突リスクの予測においては、これらの種の飛翔軌跡や飛翔高度をもとに、モデルを用いて年間予測衝突数を算出します。算出に当たっ</p>

(表は前のページの続き)

	<p>は大きな損失である。事業者の見解として鳥類への影響を回避又は極力低減いたしますとあるが、果たしてそのようなことが可能なのか疑う。何をどのように対応するのか具体的に説明すること。</p>	<p>ては、区域を 250m メッシュに区切り、そのメッシュ毎に年間予測衝突数を算出いたします。このように解析すると、どの風力発電機が衝突リスクの高いメッシュと重複しているかが明らかとなります。衝突リスクの高いメッシュから風力発電機の位置を移動させる等の保全措置を講じることで、これら2種への衝突にかかるリスクを低減できるよう、事業計画を検討していくことになります。年間予測衝突数のメッシュ毎の予測衝突数については、環境影響評価準備書において記載いたします。</p>
23	<p>6. バードストライクについて イヌワシとバードストライクについては、公表されているのは1件のみであるが、オオワシやオジロワシは多数バードストライクで死亡しているのが報告されている。現在はバードストライクで死亡した事例は公表されなくなったが、従来例から推測すると、バードストライクでの死亡例がかなりあるものと思われる。尾根上に風力発電が21基も建設されることは、上昇気流がある場所と重複するので、そのような場所はクマタカも旋回、上昇をする場所でもある。そのためバードストライクで死亡することが懸念されるが、対応策はどのように考えているのか。</p>	<p>バードストライクに係る予測や環境保全措置の考え方は上記のとおりです。バードストライクの対応策については現在研究途上であり、最新の科学的知見を踏まえて検討してまいります。</p>
24	<p>7. 渡り鳥とバードストライクについて 但馬地方は、秋の渡り時期は兵庫県下でも他に類をみないほど多数の小鳥類が渡っている。特にアトリ、ツグミ、マヒワ等は一日で数万羽の渡りが観察されることもある。これらの渡り鳥が風力発電と衝突死することは十分に考えられるが、その対応はどのように考えているのか。</p>	<p>方法書にお示ししたとおり、ご指摘にある秋の渡り時期には、渡り時の移動経路調査を実施し、小鳥類の飛翔状況についても現地調査を実施し、把握していく考えです。現地調査の結果、風力発電機設置箇所を多数の小鳥類が渡っている状況が把握されれば、そのルートには風力発電機を設置しないなどの対策を講じ、影響が低減できるよう、事業計画を検討してまいります。</p>
25	<p>8. サギコロニーについて 風力発電建設予定地の南(国道9号線・湯村温泉隣接地)にサギコロニーが形成されているが、騒音や道路建設でサギコロニーが消滅する恐れがある。その対応策はどのように考えているのか。</p>	<p>サギコロニーについて、有識者ヒアリングにおいても指摘されております。現地調査を行い、まずはコロニーの場所や規模、また利用されている時期や個体数等の実態を把握した上で、影響が低減されるような対応策を検討してまいりたいと考えております。</p>
26	<p>9. 風力発電建設に伴う資材搬入道路及び重機等の進入道路、風力発電の設置場所等に伴う大規模な環境破壊が予想されるが、これらの対応策はどのように考えているのか。</p>	<p>工事に伴う資材搬入道路や重機等の進入道路については、既設道路の拡幅や新設道路の敷設が必要となりますが、可能な限り改変を少なくし、環境影響を低減できるように検討します。</p>

(意見書 16)

No.	一般の意見	事業者の見解
27	<p>尾根筋への風車設置はエコではない ふるさとの山を守ってください。 大切な日本の国土が、いつかの仕事作り（金もうけ）のために、どこまでもコンクリートで固められていきます。私たちは本当に悲しいです。 私たちは、全ての風力発電に反対している訳ではありませんが、山の命ともいえる一番デリケートな尾根筋に巨大な穴を掘り、風車の土台をコンクリートで固める風力発電に反対しています。山が死んでしまうからです。 コンクリートから出るセメントの灰汁や工事の土砂で、何年も水源が汚染されます。溪流魚は死滅します。 原発と違って、風力発電に協力しても、保証金はスズメの涙ときいています。 巨大な風車を尾根に運び上げるための道造りは山を痛めます。 風車の寿命は 20 年ですから、20 年後には尾根のコンクリートを割って、再び新たな風車を運び入れる工事をしなければなりません。際限なく工事が続きます。 人工衛星からは、万里の長城がはっきりと見えます。これは、尾根を破壊すると何百年たっても、もう 2 度と森が復元しないことを証明しています。 森を失うことは水を失うこと、山に棲む全ての生き物とわれらの子孫を苦しめることです。どうか、尾根筋への風車設置を中止してください。</p>	<p>事業の特性上、一定以上の風が吹くことが必要となるため、山間地の場合、風力発電機を尾根上に設置することが基本になります。</p> <p>風力発電機の設置に伴う工事の影響については、一時的なものになりますが、河川等への濁水の流入防止のため、沈砂池の設置などの環境保全措置を検討します。</p> <p>20 年後については、20 年経過した後は、基本的には撤去することで考えています。但し、20 年後の情勢次第で事業を継続する可能性もあります。</p> <p>いずれにしろ、風力発電施設の稼働中は大規模な工事は発生しませんので、際限なく工事が続くことにはなりません。工事に際しても可能な限り環境影響を低減できるように検討します。</p>

(意見書 17)

	一般の意見	事業者の見解
28	<p>次のとおり環境影響評価方法書に関する意見書を提出します。</p> <p>希少種（猛禽類）について 猛禽類は生態系の頂点に位置するため、本種を保護するには食物連鎖のピラミッド底辺に位置する植物から段階的に昆虫、両生類、爬虫類、鳥類など、生物生態系の全体を含む自然環境を保全することが必須である。風力発電事業では、対象種が風車にぶつかるというバードストライクのみに着目されがちで、対象種の飛翔高度を調査して飛翔高度に問題がなければ影響がないと結論するのは安直な発想である。</p> <p>1.クマタカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査方法や評価について 「評価方法書」によれば設定した 10 地点で定点観察を行なうと共に、餌資源量調査も実施して営巣環境および採餌環境への影響予測を実施することになっている。餌資源量調査は、工事完了後まで実施するモニタリング調査する場合には、事業の影響の有無を見るには有効であるが、事前調査をすることで影響評価にどのように反映するのか不明である。クマタカ、ハチクマ、サシバ等上位ランクの鳥類は餌となる生き物の量とのバランスで生息しているので、餌生物の生息環境を壊さないような 	<p>クマタカの餌資源については、既往文献で主要な餌種とされているノウサギ、ヤマドリ、ヘビ類について調査を行い、対象事業実施区域及びその周囲での餌資源量を把握し、事業実施による餌資源量への影響を予測する考えです。加えて、営巣に適した環境への改変の程度、採餌に適した環境への改変の程度から、クマタカの事業実施による影響を総合的に検討していく考えです。</p> <p>クマタカの生息状況（とくに飛翔状況や繁殖行動、飛翔高度、営巣地等）を把握した上で、ディスプレイライトを含め衝突する高度の飛翔頻度が顕著に高い箇所については、風力発電機を配置しないといった環境保全措置を講じるなど、事業計画を適切に検討することで影響の低減をはかってまいる考えです。また、クマタカの生息状況と風力発電所に係る知見の収集にも努め、それらを踏まえてより適切な環境影響評価を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>工事中や風力発電機設置後のクマタカの生息状況のモニタリングについても実施を検討いたします。</p>

(表は前のページの続き)

<p>方法で工事するのか？具体的方法を示していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">● 鳥類への影響をどのように回避するのか？ <p>もし今後の調査により棲息が確認された場合、どのように対応されるのか「方法書」の第 5.2-1 表(3)鳥類に対する影響の事業者の見解によると、他項目と同様の定型文句「...調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減いたします。」と記載されている。大規模に樹林環境改変を伴う工事において“環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減”する具体的に方法をどのようにするのが分からない。</p> <p>クマタカははっきりした縄張りをもち、その境界を示すためによくディスプレイフライト(DF)をする。他の個体との縄張りの境界が尾根の稜線あることが多く、その位置で DF を行うことが多い。そこに風力発電の風車があると極めて危険な状態になる。DF をおこなっているクマタカは興奮状態にあり、風車に巻き込まれる可能性が極めて高い。風車の設置場所選定は、精密に行ったクマタカの行動調査のデータから慎重に選ぶべきである。少なくとも DF が確認された尾根には設置してはいけない。クマタカが確認され、事業が進められた場合、影響の回避又は低減措置をしたと仮定し、ほんとうにその措置が有効であったかどうかは、事業中、事業完了後においても影響の有無の継続的にモニタリング調査を実施しなければ、その措置の有効性も検証できない。</p> <ul style="list-style-type: none">● 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応について（専門家等 E） <p>第 6.2-1 (表 5) の<... : 猛禽類></p> <p>「但馬地域には生息密度が高く、この地域には数ペア一息している」とのことで生息を確認できることは容易に推定できる。</p> <p>第 6.2-1 表(6)<その他></p> <p>「クマタカはダム工事で近隣でも営巣している事例があった。...工事中は一時的にいなくなるが、工事が終わるとすみやかに元の営巣地に戻ってくることを確認している。工事後に設定された送電線に止まり探餌するなど、人間活動には比較的適応能力がある種だと考えられる。」と引用している。</p> <p>ダム工事は基本的に谷底の工事で、送電鉄塔の工事でもヘリコプターなどを用いてするため、森林の大規模が改変は伴わない。しかしダム工事とは異なり、風力発電設備の工事は取り付け道路や発電機設置に森林伐採を伴うため、環境負荷がきわめて大きい。</p> <p>しかし、本文はあたかも「風力発電工事をしても、工事後にクマタカは戻って来るから問題ない」といった印象を与えている。</p> <p>クマタカが人間活動に適応しているのは、植林と定期的伐採する林業のみで、伐採地は狩場として利用するが、いずれまた樹林地へと復元されていく。山間地の民家の裏山でも営巣していたりするのは、林業と共に共存してきた結果である。風力発電事業は、取り付け道路から発電機の設置など、大規模に森林を裸地に改変する必要がある。近隣には繁殖個</p>	
---	--

(表は前のページの続き)

	<p>体が棲息するため、工事でいったん立ち退いたクマタカは生息代替え地が無く繁殖地を失い、結果的にクマタカの減少に直結することを意味する。よって、この専門家の意見の引用は筋違いである。</p> <p>● 保全の努力</p> <p>兵庫県版レッドデータブック 2013 には、保護上の留意点として「<u>営巣および繁殖期に生息が確認されている場所では、極力森林を保全し広く残すことが重要で、繁殖期に入山規制も必要。</u>」と記載している。</p> <p>クマタカは本来県内全域に広く分布していたと考えられるが、県南部地域の環境変化に追われて北部で高密度ながら生息せざるを得ない状況にある。それだけ但馬地域の特に事業対象予定地は生物多様性が高く、餌動物は採餌者を支えるのに十分な量が生息し、その餌動物を支える動植物等底辺が広く、地質や地形も健全な生態系を維持する条件を満たしているということである。</p> <p>「評価方法書」では施設建設のための道路や建物の建設で植生環境に悪影響を与えたり、排水で水生生物に被害を与えたりすることが無いように十分に配慮するとの趣旨の記述があるが、事業計画地面積が 2,000ha という広大な山地に大型風車を県内最多の 21 基も建設する事業で緻密な作業ができるのか疑問である。以上のことを踏まえ、クマタカを保全するためには、繁殖行動を確認した場所とその周辺は事業対象地から外すべきで、要するに「この地域では大規模な風力発電事業はできない。」と解釈するのが妥当である。</p>	
29	<p>2. イヌワシとコウノトリについて</p> <p>事業対象予定地の近くでは、イヌワシは氷ノ山から扇ノ山にかけて 1 ペアーが生息していて、事業対象予定地には殆ど入ってくることはないと言われている。しかし、繁殖に成功すれば種の放散適応に従い、若鳥が親のテリトリーから離れて飛来する可能性も大きい。また、現在生息している個体が飛来することもある可能性も否定できない。兵庫県ではイヌワシが風車にからむ事故が 1 回でも起きれば、それはイヌワシの絶滅を意味する。風車の設置は極力さけるのが望ましい。また、コウノトリの飛来についても同様である。</p>	<p>イヌワシやコウノトリについては、着目すべき種であると認識しております。現地調査を実施し、これらの生息状況を把握した上で、適切な事業計画を検討することで影響を回避又は極力低減されるよう、努めてまいりたいと考えております。</p>
30	<p>その他鳥類について</p> <p>1. ミゾゴイへの配慮</p> <p>ミゾゴイは環境省ランク VU、兵庫県ランク A のサギ科の鳥で、「評価方法書」にはリストアップされていないが事業対象予定地は里山的要素があるので、谷沿いのコースに取り付け道路を設置する場合は繁殖に影響を及ぼすことがあり得る。生息の有無を確認しておいてほしい。夜間の囀りの確認以外に、谷沿いで谷の中央方向に張り出した枝に残っている古巣を確認する方法もある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、ミゾゴイの生息状況についても留意し調査を実施いたします。</p>

(表は前のページの続き)

31	<p>2. その他水辺の鳥、等への配慮 水辺は直接環境改変しないので、サギ類やヤマセミ、カワセミなどは生息調査の対象外としているが、工事での排水が水辺に流れ込むことが無いともかぎらない。沈砂池の処理だけで良いのか？また、環境省ランク EN のヤイロチョウや VU のサショウクイなどの生息している可能性が高いため、その生息環境を破壊しない工法を具体的に説明してほしい。 (なお、本意見書は、兵庫県の担当部署および新温泉町町長にも送付します。)</p>	<p>濁水対策については、沈砂池での処理のみならず、関係機関とも協議を行い、考えられる最善の方法で対策を講じてまいります。ヤイロチョウやサショウクイなどの生息にも留意しながら現地調査を実施してまいります。 具体の工法等については、事業計画の熟度が高まる準備書においてお示いたします。</p>
----	---	---

(意見書 18)

No.	一般の意見	事業者の見解
32	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。 1. コウモリ類の高高度音声調査において、「専門家等 C」の指示にある「風況観測塔」での調査を行わない理由を述べよ。</p>	<p>ご意見についての見解は以下に示すとおりです。 ご意見については要約せず、全文を公開いたします。 現時点において既に設置済みである風況観測塔（1か所）については風況観測塔を利用した調査を実施いたします。 また、樹高棒を併用することにより他の環境のデータも収集したいと考えております。</p>
33	<p>2. 樹高棒はしなりが多く、自立が困難で折れやすいが、なぜ樹高棒を使用するのか理由を説明すること。</p>	<p>樹高棒（逆目盛検測桿）はしなりがあるため、設置の際には樹木に沿って設置し、マイク部分が樹冠に到達するように致します。樹高棒を利用した調査を行った実績のある業者に、過去の同様の調査では折れたことはなく長期間（6ヶ月程度）設置したままでも特段の問題がなかったことを確認しております。そのため、樹高棒を使用する調査を行うこととしました。</p>
34	<p>3. 樹高棒を使用した各地点のマイク高(m)を記述すること。</p>	<p>準備書において、実際の各調査地点のマイク高(m)を記載致しますが、基本的には樹冠の高さ（10m から 15m 程度）となります。</p>
35	<p>4. 樹高棒を樹木に接して設置すると、昆虫や葉のこすれ、風切り音などの雑音が多く混入され、コウモリ類の音声抽出が困難となる。すなわち「コウモリ類の活動量が少ない結果となる」。なぜ林内または林縁の地点を選んだのか理由を説明すること。</p>	<p>樹高棒及び風況観測塔における調査を行った実績のある業者に、使用する予定の機材（SM4BATFS）で実際に観測した例では風切り音や葉のこすれといった雑音は混入しておらず、昆虫の音とコウモリ類の音声とは区別可能であることを確認しています。そのため、コウモリ類の音声データの収集という観点では大きな問題にはならないものと考えております。また、林内や林縁の地点を選定した理由は、風力発電機が設置される場所が樹林地であることによります。</p>
36	<p>5. 樹高棒による調査は周囲が開けた伐採地や草地などの場所で行うこと。</p>	<p>風力発電機が設置される可能性があるのは樹林地であり、また、極力風力発電機が設置される環境に近い場所での高空を飛行するコウモリ類の生息状況を把握すべきと考え、地点を選定いたしました。</p>
37	<p>6. 樹高棒による高高度調査を実施する場合は、風力発電機の設置予定範囲で実施すること。</p>	<p>方法書にお示ししたとおり、風力発電機の設置予定範囲で実施する計画としております。</p>
38	<p>7. 高高度調査の期間（春から秋ではなく）を具体的に示すこと。</p>	<p>準備書において、具体的な調査期間を記載いたします。</p>

(表は前のページの続き)

39	8. 高高度調査は連続した期間で実施すること。	方法書にお示ししたとおり、高々度調査については春から秋にかけて連続観測する計画です。
40	9. 今後もコウモリ類の専門家意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行うこと。	今後も、引き続きコウモリ類の専門家からの助言を得ながら適切に環境影響評価を進めてまいります。

(意見書 19)

No.	一般の意見	事業者の見解
41	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	方法書にお示しした手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価してまいります。
42	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>表「調査、予測及び評価の手法(動物)」をみると、事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、「定量的な予測手法及びマニュアルも存在」する。よってバットストライクの予測は「できる限り定量的」ではなく「必ず定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、<u>具体的数値を示すこと</u>。</p>	現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努めて参ります。
43	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。なお「仕様に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	簡易的にテストを行い、その結果から探知距離を整理して準備書に記載致します。
44	<p>■自動録音バットディテクターによる調査地点について</p> <p>方法書によると「音声モニタリング調査地点(JT1～4)」のうちJT3を除きすべて風車設置予定範囲から大きく外れた位置にあるが以下の理由から不適切である。必ず風車設置予定範囲に設置すること。</p> <p>①自動録音バットディテクターによる調査の目的は、「植生(環境類型区分)ごとの生物相調査」ではなく、「風力発電機設置地点におけるコウモリの活動量」を求めるために実施する。</p> <p>②同一植生内であっても、コウモリの活動量は場所により異なる。</p>	方法書にお示ししたとおり、風力発電機設置予定範囲も含めて対象事業実施区域内において音声モニタリング調査地点を設定しております。調査地点については、今後、調査も踏まえて検討いたします。
45	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について</p> <p>「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」と同時に、風速、気温、降雨量、霧の有無を記録し、コウモリの活動量との相関を調べること。</p>	可能な範囲で気象条件についても把握に努め、コウモリ類の活動量との関係について、解析を行います。
46	<p>■自動録音装置のマイク設置高について</p> <p>ブレードが回転するのは「樹冠より上空」である。よってバットディテクターのマイクは「樹冠付近」ではなく、必ず「樹冠より上」に設置すること。さらにマイクに反射板(BatHat)をつけて上空方向のみ</p>	本事業の音声モニタリング調査に用いるバットディテクターについては、方法書に記載したとおり、樹高棒を樹冠部(樹冠より上)に設置する計画です。また、マイクには、反射板をつけて上空方向の音声を録音致します。

(表は前のページの続き)

	の音声録音すること。	
47	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。 日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音すること。	観察時間については、ご指摘の点に留意して実施致します。
48	■自動録音バットディテクターによる調査について 他の事業者による自動録音バットディテクター(SM4 BAT など)による調査では、欠測が起きている。 欠測が出た場合は、データを補完し、原因を記載すること。	音声モニタリング調査において欠測が出た場合には、原因について記載いたします。
49	■「回避」と「低減」の言葉の定義について述べよ 配慮書への意見に対して、事業者の回答はコピーであり論点がずれているので再度意見する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているのか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年)に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避:行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減:何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討してまいります。
50	■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしない措置は、昆虫類の誘因を低減することが可能であると考えられることから、ひいてはコウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」と述べたが、「コウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」という主張は事業者の主観に過ぎない。 「ライトアップしないこと」はコウモリの保全措置として不十分である。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかって参ります。
51	■回避措置(ライトアップの不使用)について2 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	
52	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110~111には「カットイン風速	

(表は前のページの続き)

	<p>をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげる」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しており、これが現時点で唯一の「適切なコウモリ類の保全措置（低減措置）」であることは明白な事実である。</p>	
53	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。</p>
54	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと1 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は可能だ。</p>	
55	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないで（保全措置を先延ばしにして）コウモリを見殺しにしてよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べることを。</p>	
56	<p>■「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に多数死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺すな。「コウモリを殺す前」から重点的に調査を行い、「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「安全側」で「適切な保全措置」を検討いたします。</p>
57	<p>■「予測できない」ならば「保全措置をしなくてよいのか」 事業者は配慮書への意見に対して「当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えます。そのため、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております」と回答した。 1. なぜ調査もしていない段階から、「予測できない」と言い切れるのか？</p>	<p>現時点では、国内において実際に衝突した事例と事前の飛翔頻度や周辺環境等の関係性について解析された事例はなく、実際の衝突数についての予測は困難であると考えます。</p>

(表は前のページの続き)

	2. 「予測できない」ならば、事業者は何のために「コウモリの現地調査」をするのか？事後調査ありき、ということ露呈したということか。	.上記のとおり予測した結果は現時点では不確実性が高いと考えられることから、バットストライクの事後調査を実施していく考えです。その結果、影響が顕著であった場合に、どのような対策を講じれば効果的であるのかを検討するためには事前のデータが重要な役割を担うと考えます。有識者の意見も踏まえながら、適切に事前調査を実施いたします。
	3. 「現在の知見で予測できない」、ならば、なおさら重点的な現地調査が必要であろう。予測できるまで、コウモリの調査地点及び調査日数を増やすこと。	方法書に記載した調査手法に基づき、適切に現地調査を実施して参ります。
	4. 仮に 100 パーセントの確率で予測できない、としても、それがなぜ、「適切な保全措置」を、事後調査の後まで先延ばしにしてよい根拠になるのか。	まずは現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断し、環境保全措置を検討いたします。順応的管理の内容についても、もし万が一、顕著な衝突が確認された場合に、実際におきた衝突事例や衝突が起きた箇所や環境等を踏まえ効果的な内容を検討すべきものであるため、現時点での具体的な想定はお示しできないものと考えます。上述のとおり、適切に対応し、重要なコウモリ類の影響低減をはかって参ります。
	5. 「追加的保全措置を検討する」とあるが、具体的に何をどのように追加し、「コウモリ類への影響の低減を図る」のか詳細を述べよ。	
	6. 「順応的管理を行う」とあるが、「順応的管理計画」についての具体的な目標と中身を詳細に示すこと。行き当たりばったり、という管理計画ではないのか？	
	7. 事業者は曖昧な記載をして、「適切な保全措置」をしないつもりではないのか？	
58	■コウモリ類の保全措置について 国内では 2010 年からバットストライクが報告されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、その後各地で報告がされている。また、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「国内でコウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。	
59	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	環境保全措置を適切に検討して参ります。また、事後調査は、最新の科学的知見や有識者の助言を参考に計画いたします。
60	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。

(意見書 20)

No.	一般の意見	事業者の見解
61	計画全般について 計画地面 2,000ha は新温泉町の総面積 24,100ha の実に 8%に及ぶ。これだけの面積の森林および生態系を改変するという事は、民間事業としてはこれまで聞いたこともないような規模の事業と考えられる（ちなみに、関西空港島の開発面積は 1,000ha 余り、神戸複合産業団地の面積は 250ha）。計画地の面積が広いということは、そこには動植物を含む複雑な生態系が無数にあることを示しており、それらへの影響を評価することは並大抵のことではできないことではない。2 年ほどの短時間の調査・検討で	具体の改変箇所については準備書以降の図書でお示しいたしますが、基本的には改変される箇所は風力発電機設置予定範囲で示した尾根部と、そこにたどり着くためのアクセス路となります。いずれも幅員は 5m 程度を想定しており、全域をすべて改変するわけではない点、ご留意いただければと思います。また、植物の現地調査においては、これら改変される箇所を中心に踏査を行い、消失する可能性がある重要な種の有無等の確認に努めて参ります。また、併行して、改変される箇所だけでなく、周辺

(表は前のページの続き)

	<p>は、2,000ha という広大な面積の土地について季節を替えた（少なくとも同一場所を年2回以上）調査をすることは到底できるものではないこと、相当の時間と労力を費やしてもその生態系はなお捉えきれない面積であると考えられ、そのことから規模の縮小が必要である。</p> <p>17年前に当研究会は「美方郡浜坂町の植物目録」（中澤ほか2001;pp.70）を出版した。現在の新温泉町を対象にした植物目録である（当時の浜坂町の面積10,300ha）。これは当研究会のメンバーが中心になって8年かけて行った標本調査をもとにして、それに過去に採られた標本などの結果を加えて作ったものである。目録には146科1041種の植物がリストされているが、それでも浜坂町全域の実態を把握できてはいないと考えられる。これだけの調査でも調査しきれていない植物がまだまだたくさん残されていると考えるのが妥当であるからである。</p> <p>また、本計画では設置予定の風力発電機（全高150m）が21基設置され、それらの耐用年数は20年とされている。つまり20年に一回は付け替え作業のために、当初に匹敵する付け替え工事が繰り返し実施されるものと予測され、その付け替え工事に対する影響評価をどのように実施するかは見込まれていない。20年ごとの付け替え工事による影響もしっかり評価することを明記すべきである。</p> <p>工事に伴う植物に対する影響については後述するが、発電事業による影響がとりわけ心配されているイヌワシやクマタカのバードストライクに関連して一言述べておきたい。2,000ha という広大な地域に散在する21箇所の発電機設置場所で直径130mの風車が休みなく回転した場合を想定すると、風車21台の回転総面積は28万m²になる。甲子園球場総面積の7.2倍にあたるが、これだけ広大な面積がバードストライクの危険を起しうる場となってくることを指摘しておきたい。このような面積を対象としてバードストライクの被害を予測することは可能なのか？もしそれが難しいのなら、生態系への影響の予測困難な事業計画を遂行すること自体に問題があると考えたほうがよいではないかと思う。秋田県で既にイヌワシのバードストライクの事例が報告されたようであるが、兵庫県ではそれはイヌワシの「絶滅」を意味することを肝に銘ずるべきである。</p> <p>また、最近の発電事業をめぐる動きとして、秋田県沿岸における洋上風力発電所（総出力560MW:当計画の6倍の規模）が計画されていることを知った。その発電施設は水深10～30mの海底に基礎を建てる工法を採用している。山地の自然地形を改変して風車を林立させる本計画は、秋田県の計画に比べ自然生態系への影響が格段と大きくなることは明らかである。狭い日本列島の中で、自然環境への影響を極力抑えようとする工法を取り入れる一方で、自然が豊かな当地域のような場所に林立する風車を建てるという「計画のちぐはぐさ」は事業計画者自身が考えなければ問題ではないかと痛感する。</p>	<p>も広く踏査し、対象事業実施区域及びその周囲における植物相の把握に努めたいと考えております。事業期間は20年間を考えており、その後は基本的には撤去する方針です。ただし、20年後の情勢次第で事業を継続する可能性もあります。撤去を行う際には、設置時につけたアクセス路を活用し、なるべく新たな道路をつけることがないように計画してまいります。</p> <p>イヌワシやクマタカの飛翔高度や飛翔頻度も含めた生息状況については、現地調査を実施し、的確に把握してまいります。その結果を踏まえ、バードストライクのリスクについて、公表されているモデルを用いて、年間予測衝突数を算出し、定量的な予測をおこなってまいります。</p>
62	<p>「環境影響評価方法書」について 「環境影響評価方法書」には『事業想定区域に優占する樹木に配慮して、残存させるよう検討する』とあるが、実際には国・県のレッドデータブックにあ</p>	<p>配慮書にて記載しておりますとおり、谷間や岩場、川原、小湿地等は極力改変しないよう計画していく予定です。上述のとおり、主に改変される箇所は尾根部となり、ご指摘いただいた環境はほとんど含ま</p>

(表は前のページの続き)

	<p>るような貴重種は谷間や岩場、川原、小湿地等に生育している。この案のままでは現地の多様性が失われてしまうことになる。多様性保全の配慮を欠くこのような「評価方法書」は自然を知らない人の机上の策である。こうした自然を知らない人による「環境影響評価方法書」は破棄して、作り直すべきであると考えます。</p>	<p>ない形となっております。また、現地調査においては、ご指摘いただいた谷間や岩場等の環境も踏査を行い、重要な種の生育状況の把握に努めて参ります。</p>
<p>63</p>	<p>久斗山地区で確認されている兵庫県絶滅危惧種および注目種 次に本計画が当地域に生育する植物へ及ぼす影響について述べる。前述の「浜坂町の植物目録」の中から、計画地域内か、それに近いところに生育する植物をリストアップして「美方郡浜坂町久斗山周辺植物目録」を作成して、以下に示している。その目録の中から兵庫県版レッドデータ植物を抜き出し、また注目される植物を選んだ。それら植物に対するコメントを行い計画段階における植物調査を行う際の参考にしてほしい。なお、この目録はこの度の開発予定を考慮した調査ではなく、計画地に生育している貴重植物を見落とししている可能性もあるので、当研究会としては本年の春～夏に計画地域内の植物調査を計画しており、その結果が出た時点で改めて第二の要望書を出すこともあることを申し添えておく。</p> <p>1) クロイチゴ <i>Rubus mesogaeus</i> Focke: 兵庫県レッドデータ A ランク候補種 北海道・本州・四国・九州の山地に生える落葉小低木であるが、近畿地方から西では生育地が少なくなる。府県レベルの絶滅危惧種への指定状態をみると、宮崎県(絶滅)岡山・山口(I類)、新潟・石川・熊本(II類)、岐阜・奈良・大分県(準絶滅)とされている。 兵庫県内では 1993 年に新温泉町久斗山の林道沿いで標本が採られた。当初は自生かどうかよくわからなかったが、その後の調査で新温泉町海上でも 1978 年に標本が採られていることがわかり、さらには隣接する村岡町や新温泉町の別の場所でも生育が確認された。このように兵庫県内の村岡町～新温泉町にかけて分布することがわかったことから、久斗山のものも自生である可能性が高い。そうしたことから、兵庫県版レッドデータブック 2010 版では絶滅危惧種に指定されていないが、今年度に行われる改訂作業では、A ランクに指定される可能性がある植物である。 新温泉町の自生地での生育状況は明らかではないので、我々も本年に調査をする予定であるが、本計画の事前調査においても本種については詳細な調査を行う必要がある。生育が確認された場合はもちろんのこと、確認できない場合でもその周辺地域を計画地から外すなどの配慮が必要である。</p> <p>2) その他の兵庫県レッドデータ植物 クロイチゴ以外にもこの地域には兵庫県レッドデータ植物として、シロヤマシダ(オシダ科; C ランク)、パイカモ(キンポウゲ科; B ランク)、サンインシロカネソウ(キンポウゲ科; C ランク)、メノマンネングサ(ベンケイソウ科; C ランク)、セリモドキ(セリ科; C ランク)、ミツガシワ(ミツガ</p>	<p>コメントいただいた点については、今後の現地調査において参考とさせていただきます。</p>

(表は前のページの続き)

<p>シワ科; A ランク)、クルマバハグマ (キク科; A ランク)、 エビネ (ラン科; C ランク) などが生育する。事前調査においては、これらの植物についても生育の確認を行い、開発による影響の有無をきちんと評価すること、また場合によっては生育への影響を避けるために計画変更をするなどの配慮が必要である。さらに、計画地周辺地域には兵庫県レッドデータブックで A ランクのヒメニラ (ユリ科) B ランクのミスミソウ (キンポウゲ科)、C ランクのノダイオウ (タデ科)、タジマタムラソウ (シソ科) も生えており、当地域で確認される可能性もあることから、十分な調査と配慮が必要である。</p> <p>3) そのほかの注目種</p> <p>兵庫県レッドデータブックには指定されていないが、この地域の植生や生態系を保全するためには構成メンバーとして欠かせない、次の植物が生育する。これら植物についても十分配慮した調査を行うことが必要である。</p> <p>コタニワリタリ (チャセンシダ科)、ミヤマイタチシダ (オシダ科)、ウラボシノコギリシダ (イワデンダ科)、オシヤグジデンダ (ウラボシ科)、アカシデ (カバノキ科)、イヌシデ (カバノキ科)、ツノハシバミ (カバノキ科)、イヌブナ (ブナ科)、ヤマトキホコリ (イラクサ科)、コモチミヤマイラクサ (イラクサ科)、ツクバネ (ビャクダン科)、ホオノキ (モクレン科)、フサザクラ (フサザクラ科)、ニリンソウ (キンポウゲ科)、キクザキイチゲ (キンポウゲ科)、キンキエンゴサク (ケシ科)、マンバマンサク (マンサク科)、ヤブキシヨウマ (バラ科)、キンキマメザクラ (バラ科)、ナンキンナナカマド (バラ科)、ユクノキ (マメ科)、フジカンゾウ (マメ科)、ミツバフウロ (フウロソウ科)、ホナガクマヤナギ (ウロウメモド科)、ナガハシスミレ (スミレ科)、モミジカラスウリ (ウリ科)、ウリノキ (ウリノキ科)、トチバニンジン (ウコギ科)、オオイワカガミ (イワウメ科)、ツリガネツツジ (ツツジ科)、イワナシ (ツツジ科)、シヤクナゲ (ツツジ科)、リンドウ (リンドウ科)、オオムラサキシキブ (クマツヅラ科)、ニシキゴロモ (シソ科)、キバナアキギリ (シソ科)、ヒナノウスツボ (ゴマノハグサ科)、イワタバコ (イワタバコ科)、オミナエシ (オミナエシ科)、イヌヨモギ (キク科)、オトコヨモギ (キク科)、オハラメアザミ (キク科)、オタカラコウ (キク科)、ヤマザトタンポポ (キク科)、アマナ (ユリ科)、シライトソウ (ユリ科)、アズマガヤ (イネ科)、オオアブラススキ (イネ科)、シュンラン (ラン科)</p> <p>文献 中澤博子・清水靖子・小林禧樹・黒崎史平 2001. 美 方郡浜坂町の植物目録. 兵庫の植物(11):5-70.</p> <p>シダ植物門 PTERIDOPHYTA Hymenophyllac. (コケシノブ科) Crepidomanes birmanicum (Bedd.) K.Iwats. ハイホラ ゴケ 藤尾 TK33274 Hymenophyllum barbatum (v.d.B.) Baker コウヤコケ シノブ 本谷 HN2151</p>	
---	--

(表は前のページの続き)

<p>Dennstaedtiac. (コバノイシカグマ科) Microlepia marginata (Panzer) C.Chr. フモトシダ 藤尾 NS441 久斗山 HN1584 本谷 HN2172</p> <p>Parkeriac. (ホウライシダ科) Adiantum pedatum L. クジャクシダ 藤尾 TK33283 池ヶ平 MY123 久斗山 HN1244</p> <p>Pteridac. (イノモトソウ科) Pteris excelsa Gaud. オオバノハチジョウシダ 藤尾 TK33162 久斗山 TK33278 Pteris multifida Poir. イノモトソウ 藤尾 NS438</p> <p>Aspleniac. (チャセンシダ科) Asplenium incisum Thunb. トラノオシダ 久斗山 HN1567 藤尾 KS12740(OSA) Asplenium trichomanes L. チャセンシダ 藤尾 KS12739(OSA),TK33281 Phyllitis scolopendrium (L.) Newm. コタニワタリ (注 目種) 藤尾 KS12746(OSA)</p> <p>Blechnac. (シンガシラ科) Blechnum niponicum (Kunze) Makino シンガシラ 池ヶ平 YS1115 藤尾 KS12741(OSA) Woodwardia orientalis Sw. コモチシダ 藤尾 NS430 久斗山 HN629</p> <p>Dryopteridac. (オシダ科) Arachniodes simplicior (Makino) Ohwi ハカタシダ 藤尾 KS12757(OSA) var. major (Tagawa) Ohwi オニカナワラビ 藤尾 NS433 久斗山 N&S70 Ctenitis maximowicziana (Miq.) Ching キヨスメヒメ ワラビ 藤尾 KS12754(OSA) Cyrtomium fortunei J. Sm. ヤブソテツ 本谷 YS1645 池ヶ平 KS12784(OSA) Diplazium hachijoense Nakai シロヤマシダ(C ラン ク) 藤尾 TK33276 久斗山 M.Kuwajima Dryopteris bissetiana (Bak.) C.Chr. ヤマイタチシダ 本谷 HN2077 池ヶ平 KS12789(OSA) Dryopteris erythrosora (Eaton) O. Ktze. ベニシダ 久斗山 HN1587 池ヶ平 KS12779(OSA) Dryopteris pacifica (Nakai) Tagawa オオイタチシダ 久斗山 HN468 本谷 HN2152 Dryopteris sabaeci (Fr.et Sav.) C.Chr. ミヤマイタチシ ダ (注目種) 本谷 HN2078 Polystichum retroso-paleaceum (Kodama) Tagawa サカ ゲイノデ 藤尾 KS12753(OSA) Polystichum tagawanum Kurata イノデモドキ 藤尾 KS12758(OSA)</p> <p>Thelypteridac. (ヒメシダ科) Stegnogramma pozoi (Lagasca) K.Iwats. subsp.</p>	
---	--

(表は前のページの続き)

<p>mollissima (Fischer ex Kunze) K.Iwats. ミゾシダ 久斗山 NS972 本谷 HN2173 Thelypteris decursive-pinnata (van Hall) Ching ゲジゲ ジシダ 久斗山 KS12792(OSA), NS974 池ヶ平 HN1252 Thelypteris laxa (Fr.et Sav.) Ching ヤワラシダ 久斗山 HN1564 本谷 HN2150 Thelypteris torresiana (Gaud.) Alston var.calvata (Bak.) K.Iwats. ヒメワラビ 久斗山 NS977 正法庵 HN1549 池ヶ平 KS12795(OSA)</p> <p>Woodsiac. (イワデンダ科) Athyrium niponicum (Mett.) Hance イヌワラビ 本谷 YS1635 Athyrium shearerii (Bak.) Ching ウラボシノコギリシ ダ (注目種) 藤尾 KS12755(OSA), NS440 Diplazium niponicum Tagawa オニヒカゲワラビ 藤尾 KS12737(OSA) Diplazium wichurae (Mett.) Diels ノコギリシダ 藤尾 KS12748(OSA), NS432, HN1551</p> <p>Polypodiaceae. (ウラボシ科) Lepisorus thunbergianus (Kaulf.) Ching ノキリノブ 藤尾 HN636 Polypodium fauriei Christ オシヤグジデンダ (注目 種) 久斗山 HN1366</p> <p>Cephalotaxaceae. (イヌガヤ科) Cephalotaxus harringtonia (Knight) K.Koch forma drupacea (Sieb.et Zucc.) Kitam. イヌガヤ 久斗山 HN484</p> <p>離弁花亜綱 Archichlamydeae Juglandaceae. (クルミ科) Juglans mandshurica Maxim. subsp. sieboldiana (Maxim.) Kitam. オニグルミ 久斗山 HN1337 Platycarya strobilacea Sieb. et Zucc. ノグルミ 本谷 HN1817</p> <p>Salicaceae. (ヤナギ科) Salix sieboldiana Blume ヤマヤナギ 久斗山 HN1738</p> <p>Betulaceae. (カバノキ科) Alnus pendula Matsumura ヒメヤシヤブシ 本谷 HN850 正法庵 HN1349 Carpinus laxiflora (Sieb. Et Zucc.) Blume アカシデ (注 目種) 本谷 HN2174 Carpinus tschonoskii Maxim. イヌシデ (注目種) 久斗山 (村田ほか 1995) Corylus sieboldiana Blume ツノハシバミ (注目種) 久斗山 HN1416 本谷 HN2076</p> <p>Fagaceae. (ブナ科) Fagus japonica Maxim. イヌブナ (注目種)</p>	
---	--

(表は前のページの続き)

<p>久斗山 HN1374 <i>Quercus acuta</i> Thunb. アカガシ 本谷 HN2175 <i>Quercus mongolica</i> Fischer ex Turcz. var. <i>grosseserrata</i> (Blume) Rehder et Wilson ミズナラ 久斗山 HN1582 本谷 HN1818 <i>Quercus serrata</i> Murray コナラ 久斗山 HN1377, HN1595</p> <p>Morac. (クワ科) <i>Humulus japonicus</i> Sieb. et Zucc. カナムグラ 藤尾 YS1203, YS1206 <i>Morus australis</i> Poiret ヤマグラ 久斗山 HN1367</p> <p>Urticac. (イラクサ科) <i>Boehmeria spicata</i> (Thunb.) Thunb. コアカソ 久斗山 NS15 池ヶ平 YS1653 本谷 YS1648 <i>Boehmeria tricuspis</i> Makino アカソ 藤尾 HN1553 <i>Elatostema laetevirens</i> Makino ヤマトキホコリ (注目種) 本谷 MY& H.Ono32076 <i>Elatostema umbellatum</i> Bl. var. <i>majus</i> Maxim. ウワバ ミソウ 久斗山 NF13967, YF1127 池ヶ平口 YS1101, YS1127 <i>Laportea bulbifera</i> (Sieb. et Zucc.) Weddell ムカゴイラ クサ 藤尾 TK33275, YS1208 久斗山 NS190 <i>Laportea macrostachya</i> (Maxim.) Ohwi f. <i>bulbifera</i> Kitam. コモチミヤマイラクサ (注目種) 久斗山 TK33268</p> <p>Santalac. (ビャクダン科) <i>Buckleya lanceolata</i> (Sieb. et Zucc.) Miq. ツクバネ (注 目種) 久斗山 HN1686</p> <p>Polygonac. (タデ科) <i>Antenoron filiforme</i> (Thunb.) Roberty et Vautier ミズヒ キ 藤尾 YS1207 <i>Periscaria sieboldi</i> (Meisn.) Ohki アキノウナギツカミ 久斗山池ヶ平 YS1663 <i>Periscaria thunbergii</i> (Sieb. et Zucc.) H.gross ミゾソバ 池ヶ平 YS1670 藤尾 YS1201 <i>Rumex longifolius</i> DC. ノダイオウ(B ランク) 用土 HN1603 (周辺地域)</p> <p>Caryophyllac. (ナデシコ科) <i>Cucubalus baccifer</i> L. ナンバンハコベ 久斗山 NS35 <i>Stellaria diversiflora</i> Maxim. サワハコベ 久斗山 N&S36</p> <p>Chenopodiac. (アカザ科) <i>Chenopodium album</i> L. シロザ 藤尾 YS1222 <i>Chenopodium ambrosioides</i> L. var. <i>pubescens</i> Makino ケアリタソウ</p>	
---	--

(表は前のページの続き)

<p>藤尾 YS1218</p> <p>Magnoliac. (モクレン科) Magnolia obovata Thunb. ホオノキ (注目種) 久斗山 HN1336, HN1724 Magnolia salicifolia (Sieb. et Zucc.) Maxim. タムシバ 久斗山 HN1411</p> <p>Laurac. (クスノキ科) Lindera umbellata Thunb. クロモジ 久斗山 HN1735 本谷 HN1756 Neolitsea sericea (Bl.) Koidz. シロダモ 本谷 YS1628 久斗山 HN1601</p> <p>Eupteleac. (フサザクラ科) Euptelea polyandra Sieb. et Zucc. フサザクラ 池ヶ平口 YS1132 久斗山 HN1737</p> <p>Ranunculac. (キンポウゲ科) Anemone flaccida Fr.Schm. ニリンソウ (注目種) 久斗山 N&S67 Anemone pseudo-altaica Hara キクザキイチゲ (注目種) 久斗山 N&S69 Hepatica nobilis Schreber var. japonica Nakai ミスミノウ (B ランク) 清富 NS506 三谷 HN675 Isopyrum ohwianum Koidz. サンインシロカネソウ (C ランク) 藤尾 TK33288, TK33167 久斗山 N&S34 Ranunculus cantoniensis DC. ケキツネノボタン 藤尾 TK33277</p> <p>Saururac. (ドクダミ科) Houttuynia cordata Thunb. ドクダミ 池ヶ平口 YS1113 本谷 YS1027</p> <p>Actinidiac. (マタタビ科) Actinidia arguta (Sieb. et Zucc.) Planchon ex Miq. サルナシ 本谷 HN2104 Actinidia polygama (Sieb. et Zucc.) Planch. ex. Maxim. マタタビ 本谷 HN2075 池ヶ平口 YS1131</p> <p>Guttiferae (オトギリソウ科) Hypericum erectum Thunb. オトギリソウ 藤尾 TK33160 久斗山 TK33269 池ヶ平口 YS1102</p> <p>Papaverac. (ケシ科) Corydalis incisa (Thunb.) Pers. ムラサキケマン 藤尾 SH9719(HYO) Corydalis lineariloba Sieb. et Zucc. var. papilligera (Ohwi) Ohwi キンキエンゴサク(注目種) 久斗山 N&S61 Macleaya cordata (Willd.) R. Br. タケニグサ 久斗山 NS971</p> <p>Cruciferae (アブラナ科) Cardamine flexuosa With. タネツケバナ 久斗山 N&S39</p>	
--	--

(表は前のページの続き)

<p>Cardamine scutata Thunb. オオバタネツケバナ 久斗山 HN1369 Rorippa indica (L.) Hieron. イヌガラシ 藤尾 YS1205 Wasabia japonica (Miq.) Matsum. ワサビ 久斗山 N&S33</p> <p>Hamamelidac. (マンサク科) Hamamelis japonica Sieb. et Zucc. subsp. obtusata (Matsumura) Sugimoto マルバマンサク (注目種) 本谷 HN436</p> <p>Crassulac. (ベンケイソウ科) Sedum japonicum Sieb. メノマンネングサ(Cランク) 藤尾 SH9737(HYO) 久斗山 N&S37 Sedum subtile Miq. ヒメレンゲ 久斗山 N&S35 藤尾 SH9737(HYO)</p> <p>Saxifragac. (ユキノシタ科) Astilbe thunbergii (Sieb. et Zucc.) Miq. アカシヨウマ 本谷 YS1036 Hydrangea macrophylla (Thunb.)Ser. subsp.yezoensis (Koidz.) Kitam. エゾアジサイ 藤尾 TK33271 subsp. serrata (Thunb.) Makino ヤマアジサイ 池ヶ平口 YS1119 本谷 YS1026 Hydrangea petiolaris Sieb. et Zucc. ツルアジサイ 久斗山 HN1047 Saxifraga stolonifera Meerb. ユキノシタ 藤尾 TK33282</p> <p>Rosac. (バラ科) Agrimonia pilosa Ledeb. キンミズヒキ 藤尾 YS1219 Aruncus dioicus (Walter) Fernald var. tenuifolius Hara ヤマブキシヨウマ (注目種) 久斗山 HN2019 本谷 YS1036 Duchesnea indica (Andr.) Focke var. major Makino ヤ ブヘビイチゴ 久斗山 TK33267 Potentilla freyniana Bornm. ミツバツチグリ 久斗山 N&S40 Prunus incisa Thunb. subsp. kinkiensis (Koidz.) Kitam. キンキマメザクラ (注目種) 久斗山 HN1413 Rubus crataegifolius Bunge クマイチゴ 居組 YS965 久斗山 本谷 HN1364 田君～後山 HN1419 久谷 NS575 Rubus mesogaeus Focke クロイチゴ(A ランク候補 種) 本谷 YS1032 Sorbus gracilis (Sieb. et Zucc.) C.Koch ナンキンナナ カマド (注目種) 久斗山 HN1581</p> <p>Leguminosae (マメ科) Apios fortunei Maxim. ホドイモ 久斗山 HN1548 Cladrastis sikoniana (Makino) Makino ヌクノキ (注目</p>	
--	--

(表は前のページの続き)

<p>種) 久斗山 HN1517 <i>Desmodium oldhamii</i> Oliv. フジカンゾウ (注目種) 久斗山 HN1559, NS299 <i>Lespedeza bicolor</i> Turcz. ヤマハギ 久斗山 HN1594</p> <p>Geraniac. (フウロソウ科) <i>Geranium wilfordii</i> Maxim. ミツバフウロ(注目種) 久斗山 HN439 本谷 YS1625</p> <p>Euphorbiac. (トウダイグサ科) <i>Acalypha australis</i> L. エノキグサ 正法庵 HN526 <i>Mallotus japonicus</i> (Thunb.) Mueller-Arg. アカメガシ ワ 本谷 YS1021</p> <p>Rutac. (ミカン科) <i>Fagara ainlanthoides</i> (Sieb. et Zucc.) Engler カラスザ ンショウ 本谷 YS1130 <i>Skimmia japonica</i> Thunb. ミヤマシキミ 久斗山 N&S58 <i>Zanthoxylum piperitum</i> DC. forma <i>inerme</i> Makino ア サクラザンショウ 本谷 HN2107</p> <p>Acerac. (カエデ科) <i>Acer palmatum</i> Thunb. subsp. <i>matsumurae</i> Koidz. ヤマ モミジ 本谷 HN2105</p> <p>Balsaminac. (ツリフネソウ科) <i>Impatiens textori</i> Miq. ツリフネソウ 藤尾 YS1220</p> <p>Aquifoliac. (モチノキ科) <i>Ilex pedunculosa</i> Miq. ソヨゴ 久斗山 HN1596</p> <p>Celastrac. (ニシキギ科) <i>Euonymus alatus</i> (Thunb.) Sieb. forma <i>ciliatodentatus</i> (Franch. et Savat.) Hiyama コマユミ 久斗山 HN454, HN1379 <i>Euonymus fortunei</i> (Turcz.) Hand.-Mazz. ツルマサキ 久斗山 HN1381</p> <p>Rhamnac. (クロウメモドキ科) <i>Berchemia longiracemosa</i> Okuyama ホナガクマヤナ ギ (注目種) 本谷 YS1034 久斗山 HN1074, HN1778 <i>Hovenia tomentella</i> (Makino) Makino ケケンボナシ 本谷 HN2116</p> <p>Tiliac. (シナノキ科) <i>Corchoropsis tomentosa</i> (Thunb.) Makino カラスノゴ マ 久斗山 HN455</p> <p>Elaeagnac. (グミ科)</p>	
---	--

(表は前のページの続き)

<p>Elaeagnus umbellata Thunb. アキグミ 藤尾 HN1373 forma parvifolia (Royle) Kitam. カラアキグミ 藤尾 HN1351</p> <p>Violac. (スミレ科) Viola grypoceras A.Gray タチツボスミレ 藤尾 SH9703(HYO) Viola hondoensis W.Baker et Boiss. アオイスミレ 久斗山 N&S64 Viola japonica Langsd. コスミレ 久斗山安泰寺 N&S52 Viola kusanoana Makino オオタチツボスミレ 藤尾 TK33273 Viola rostrata Pursh ナガハシスミレ (注目種) 久斗山 N&S47 Viola violacea Makino シハイスミレ 久斗山 N&S46</p> <p>Cucurbitac. (ウリ科) Trichosanthes multiloba Miq. モミジカラスウリ (注目種) 藤尾 TK33161</p> <p>Alangiac. (ウリノキ科) Alangium platanifolium (Sieb. et Zucc.) Harms var.trilobum (Miq.) Ohwi ウリノキ (注目種) 久斗山 TK33266</p> <p>Cornac. (ミズキ科) Aucuba japonica Thunb. アオキ 久斗山 HN637 Cornus controversa Hemsl. ミズキ 本谷 HN848 Cornus kuosa Buerger ex Hance ヤマボウシ 本谷 YS1029, YS1031 本谷 HN2103 Cornus macrophylla Wallich クマノミズキ 本谷 YS1023 Helwingia japonica (Thunb.) F. G. Dietr. ハナイカダ 池ヶ平口 YS1118 本谷 YS1025 久斗山 HN1378</p> <p>Araliac. (ウコギ科) Aralia cordata Thunb. ウド 久斗山 HN1565 Panax japonicus C.A.Meyer トチバニンジン (注目種) 藤尾 TK33163 久斗山 HN1124</p> <p>Umbelliferae (セリ科) Angelica pubescens Maxim. forma muratae Ohwi ケナ シミヤマシシウド 藤尾 TK33285 Dystaenia ibukiensis (Yabe) Kitagawa セリモドキ(C ランク) 久斗山 HN1589 Sanicula chinensis Bunge ウマノミツバ 藤尾 TK33162</p> <p>合弁花亜綱 Metachlamydae</p>	
--	--

(表は前のページの続き)

<p>Diapensiaceae (イワウメ科) <i>Shortia soldanelloides</i> (Sieb. et Zucc.) Makino var. <i>magna</i> Makino オオイワカガミ (注目種) 久斗山 N&S32</p> <p>Clethraceae (リョウブ科) <i>Clethra barbinervis</i> Sieb. et Zucc. リョウブ 本谷 YS1030 本谷 HN2101</p> <p>Pirolaceae (イチヤクソウ科) <i>Pyrola japonica</i> Klenzé イチヤクソウ 藤尾 HN2084</p> <p>Ericaceae (ツツジ科) <i>Lyonia ovalifolia</i> (Wall.) Drude subsp. <i>neziki</i> Hara ネジキ 久斗山 N&S53 <i>Menziesia ciliicalyx</i> (Miq.) Maxim. ツリガネツツジ (注目種) 久斗山 N&S57 <i>Parapyrola asiatica</i> (Maxim.) Kitam. イワナシ (注目種) 藤尾 HN3659 <i>Pieris japonica</i> (Thunb.) D. Don アセビ 久斗山 HN1586, N&S54 <i>Rhododendron metternichii</i> Sieb. et Zucc. シヤクナゲ (注目種) 久斗山 (村田ほか 1995) <i>Vaccinium hirtum</i> Thunb. ウスノキ 久斗山 HN1779</p> <p>Myrsinaceae (ヤブコウジ科) <i>Ardisia japonica</i> (Thunb.) Blume ヤブコウジ 三尾 HN351 久斗山 NS298</p> <p>Primulaceae (サクラソウ科) <i>Lysimachia clethroides</i> Duby オカトラノオ 本谷 YS1039</p> <p>Styracaceae (エゴノキ科) <i>Styrax japonica</i> Sieb. et Zucc. エゴノキ 本谷 HN2102</p> <p>Symplocaceae (ハイノキ科) <i>Symplocos chinensis</i> (Lour.) Druce var. <i>leucocarpa</i> (Nakai) Ohwi forma <i>pilosa</i> (Nakai) Ohwi サワフタギ 久斗山 HN1583 本谷 HN2171</p> <p>Gentianeaceae (リンドウ科) <i>Gentiana scabra</i> Bunge var. <i>buergeri</i> (Miq.) Maxim. リンドウ (注目種) 久斗山 HN440</p> <p>Rubiaceae (アカネ科) <i>Galium kikumugura</i> Ohwi キクムグラ 藤尾 YS1216 <i>Galium pseudoasprellum</i> Makino オオバノヤエムグラ 久斗山 HN1560 <i>Hedyotis lindleyana</i> Hook. ハシカグサ 久斗山 NS17 藤尾 YS1211</p>	
--	--

(表は前のページの続き)

<p>Mitchella undulata Sieb. et Zucc. ツルアリドオシ 本谷 YS1624</p> <p>Verbenac. (クマツヅラ科) Callicarpa japonica Thunb. ムラサキシキブ 池ヶ平 YS1676 本谷 YS1022 var. luxurians Rehd. オオムラサキシキブ(注目種) 本谷 YS1022</p> <p>Labiatae (シソ科) Ajuga decumbens Thunb. キランソウ 藤尾 SH9725(HYO) Ajuga yezoensis Maxim. ニシキゴロモ(注目種) 久斗山 N&S30 Elsholtzia ciliata (Thunb.) Hylander ナギナタコウジ ユ 本谷 YS1626 Mosla dianthera (Hamilt.) Maxim. ヒメジソ 池ヶ平 YS1666 三谷 HN384 藤尾 YS1204 Perilla frutescens (L.) Britt. var. crispa (Thunb.) Benth. シソ 久斗山 HN1239 Prunella vulgaris L. subsp. asiatica (Nakai) Hara ウツボ グサ 本谷 YS1038 Rabdosia longituba (Miq.) Hara アキチョウジ 久斗山 HN448 池ヶ平 YS1650 Rabdosia trichocarpa (Maxim.) Hara クロバナヒキオ コシ 藤尾 YS1199 Salvia japonica Thunb. キバナアキギリ (注目種) 久斗山 HN456 池ヶ平 YS1654 本谷 YS1637 藤尾 YS1210 Salvia omerocalyx Hayata タジマタムラソウ (Cラン ク) 久谷 TK34750 秋葉山 NS548 (周辺地域)</p> <p>Scrophulariac. (ゴマノハグサ科) Mimulus inflatus (Miq.) Nakai ミゾホオズキ 藤尾 TK33280 池ヶ平口 Y Scrophularia duplicato-serrata (Miq.) Makino ヒナノウ スツボ (注目種) 藤尾 TK33278</p> <p>Acanthac. (キツネノマゴ科) Justicia procumbens L. var. leucantha Honda キツネノ マゴ 本谷 HN2176</p> <p>Gesneriac. (イワタバコ科) Conandron ramondioides Sieb. et Zucc. イワタバコ (注目種) 久斗山 HN444</p> <p>Caprifoliac. (スイカズラ科) Viburnum plicatum Thunb. forma tomentosum (Thunb.) Rehder ヤブデマリ 藤尾 TK33272 Viburnum wrightii Miq. ミヤマガマズミ 久斗山 HN1558</p>	
---	--

(表は前のページの続き)

<p>Valerianac. (オミナエシ科) Patrinia scabiosaefolia Fisch. オミナエシ (注目種) 久斗山 HN452 Patrinia villosa (Thunb.) Juss. オトコエシ 久斗山 NS10 藤尾 YS1215</p> <p>Compositae (キク科) Ambrosia artemisiifolia L. var. elatior (L.) Desc. ブタクサ 藤尾 YS1209 Artemisia keiskeana Miq. イヌヨモギ (注目種) 本谷 YS1638 Artemisia japonica Thunb. オトコヨモギ (注目種) 久斗山池平林道 HN1679 Aster ageratoides Turcz. subsp. ovatus (Franch. et Savat.) Kitam. ノコンギク 本谷 YS1631 Aster scaber Thunb. シラヤマギク 久斗山 HN459 Bidens frondosa L. アメリカセンダングサ 久斗山 HN467 Cirsium microspicatum Nakai var. kiotoense kitam. オハラメアザミ (注目種) 藤尾 HN2179 Cirsium nipponicum (Maxim.) Makino var. yoshinoi (Nakai) Kitam. ヨシノアザミ 久斗山 NF13966 Erigeron annuus (L.) Pers. ヒメジョオン 本谷 YS1037 Eupatorium chinense L. var. simplicifolia (Makino) Kitam. ヒヨドリバナ 久斗山 HN451 本谷 YS1040 Gnaphalium affine D. Don. ハハコグサ 清富 NS806 池ヶ平口 YS1120 戸田神社 HN864 鹿間 HN1626 Lactuca sororia Miq. ムラサキニガナ 池ヶ平口 YS1126 Ligularia fischerii (Ledeb.) Turcz. オタカラコウ (注目種) 久斗山 HN502 Siegesbeckia pubescens Makino メナモミ 藤尾 YS1214 Solidago virgaurea L. subsp. asiatica Kitam. アキノキリンソウ 久斗山 HN449 本谷 YS1639 Synurus palmatopinnatifidus (Makino) Kitam. var. indivisus Kitam. ヤマボクチ 池ヶ平 YS1657 本谷 YS1633 Taraxacum arakii Kitam. ヤマザトタンポポ (注目種) 藤尾 SH9701(HYO,SHO) Youngia denticulata (Houtt.) Kitam. ヤクシソウ 久斗山 HN437</p> <p>単子葉綱 MONOCOTYLEDONEAE Liliac. (ユリ科) Allium monanthum Maxim. ヒメニラ (A ランク) 浜坂町 GM41666, A. Tanaka33772 (KYO) (周辺地域) Amana edulis (Miq.) Honda アマナ (注目種) 久斗山 N&S51</p>	
--	--

(表は前のページの続き)

<p>Chionographis japonica Maxim. シライトソウ (注目種) 藤尾 TK33168 久斗山 TK33284 Disporum smilacinum A.Gray チゴユリ 久斗山 N&S63 Hosta sieboldiana (Lodd.) Engler オオバギボウシ 藤尾 TK33164 本谷 HN2018 Metanartheceum luteo-viride Maxim. ノギラン 久斗山 NS973 Tricyrtis affinis Makino ヤマジノホトトギス 池ヶ平口 YS1103 本谷 YS1033 藤尾 TK33286</p> <p>Dioscoreac. (ヤマノイモ科) Dioscorea quinqueloba Thunb. カエデドコロ 本谷 HN2108</p> <p>Commelinac. (ツユクサ科) Commelina communis L. ツユクサ 藤尾 YS1217</p> <p>Gramineae (イネ科) Agrostis alba L. コヌカグサ 池ヶ平口 YS1104 久斗山 HN1568 Arthraxon hispidus (Thunb.) Makino var. typicus Ohwi form. japonicus (Regel) Ohwi ホンコブナクサ 池ヶ平 YS1660 本谷 YS1643 Arundinella hirta (Thunb.) C.Tanaka トダシバ 藤尾 HN1591 Asperella lomgearistata (Hackel) Ohwi アズマガヤ (注目種) 藤尾 TK33169 Bromus pauciflorus (Thunb.) Hack. キツネガヤ 池ヶ平口 YS1108 久斗山 HN1592 Calamagrostis arundinacea (L.) Roth var. brachytricha (Steud.) Hack. ノガリヤス 本谷 YS1634 Digitaria violascens Link アキメヒシバ 池ヶ平 YS1664 本谷 YS1632 藤尾 YS1200 Eccoilopus cotulifer (Thunb.) A.Camus アブラススキ 久斗山 HN450 池ヶ平 YS1674 本谷 YS1630 Echinochloa crus-galli (L.) Beauv. var. caudata (Roshev.) Kitagawa イヌビエ 本谷 YS1641 Leersia japonica Makino アシカキ 本谷 HN1248 Microstegium japonicum (Miq.) Koidz. ササガヤ 池ヶ平 YS1652 藤尾 YS1198 Microstegium vimineum (Trin.) A. Camus アシボソ 池ヶ平 YS1665 本谷 YS1642 Muhlenbergia japonica Steud. ネズミガヤ 池ヶ平 YS1675 Oplismenus undulatifolius (Ard.) Roemer et Schultes var. japonicus (Steud.) Koidz. コチヂミザサ 本谷 YS1644 藤尾 YS1197 Panicum bisulcatum Thunb. ヌカキビ 池ヶ平 YS1662 本谷 YS1646 藤尾 YS1202 Phragmites japonica Steud. ツルヨシ 池ヶ平 YS1658 Pleioblastus chino (Fr. et Sav.) Makino var. viridis (Makino) S.Suzuki ネザサ</p>	
---	--

(表は前のページの続き)

<p>久斗山 HN1538 <i>Poa crassinervis</i> Honda ツクシスズメノカタビラ 池ヶ平 YS1656 <i>Poa sphondylodes</i> Trin. イチゴツナギ 久斗山 HN1382 藤尾 HN1528 <i>Sasa palmata</i> (Bean) Nakai チマキザサ 池ヶ平 HN1747 <i>Spodiopogon sibiricus</i> Trinius オオアブラスキ (注 目種) 本谷 YS1629 久斗山 HN1563 <i>Trisetum bifidum</i> (Thunb.) Ohwi カニツリグサ 久斗山 HN1383</p> <p>Arac. (サトイモ科) <i>Arisaema</i> sp. マムシグサ sp. 久斗山 TK33270</p> <p>Cyperac. (カヤツリグサ科) <i>Carex pachygyna</i> Franch. et Savat. ササノハスゲ 久斗山 NS978 <i>Scirpus juncoides</i> Roxb. ホタルイ 本谷 HN2106</p> <p>Orchidac. (ラン科) <i>Cymbidium goeringii</i> Rech. f. シュンラン (注目種) 久斗山 N&S38</p>	
---	--

○日刊新聞紙における公告

神戸新聞、日本海新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞（平成30年2月9日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)新温泉風力発電事業環境影響評価方法を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社NWE09インベストメント
 代表者の氏名 代表社員日本風力エネルギー株式会社
 職務執行者アダム・ベルンハード・パリン
 東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号
 虎ノ門タワーズオフィス十四階

二、事業の名称 (仮称)新温泉風力発電事業
 種類 風力発電所設置事業
 規模 発電設備出力最大九万二千キロワット

三、対象事業実施区域 兵庫県美方郡新温泉町
 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 兵庫県美方郡新温泉町及び香美町
 新温泉町役場本庁舎企画課、新温泉町役場
 新温泉総合支所地域振興課、香美町役場
 湯温泉総合支所地域振興課、香美町役場
 町民課、香美町役場村岡地域健康福祉係、
 香美町役場小代地域健康福祉係、
 香美町役場小代地域健康福祉係、
 兵庫県農政環境部環境管理水大気環境
 影響評価室
 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://nwe.09.wind.co.jp/>
 期間 平成三十年二月九日(金)から
 平成三十年三月十二日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、平成三十年三月二十六日(月)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、香美町村岡区中央公民館
 (兵庫県美方郡香美町村岡三九六)
 開催日時 三月九日(金)十九時〇〇分より

二、新温泉町夢ホール(兵庫県美方郡新温泉町湯九九〇・八)
 開催日時 三月十日(土)十三時三〇分より

三、新温泉町浜坂多目的集会施設
 (兵庫県美方郡新温泉町浜坂二六七三・二)
 開催日時 三月十一日(日)十三時三〇分より

八、問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号
 虎ノ門タワーズオフィス十四階
 電話 〇三(六四五)九六九三 (担当)高山

○地方公共団体の広報誌によるお知らせ

・広報しんおんせん

H30(2018).1.25

I N F O R M A T I O N

(仮称) 新温泉風力発電事業に係る
環境影響評価方法書の縦覧

合同会社 NWE
・09 インベスト
メントが本町にお
いて計画している
風力発電事業に係
る環境影響評価方法書を次のとお
り縦覧し、ご意見を受け付けます。


▼縦覧期間
2月9日(金)～3月12日(月)

▼縦覧場所 企画課 温泉総合支
所地域振興課

▼意見書の提出
縦覧場所に備え付けの意見書に
氏名・住所及び意見を記入の
うえ、3月26日(月)までに意
見書箱に投函してください。

▼住民説明会
◇ところ・とき
・夢ホール
3月10日(土) 午後1時30分～
・浜坂多目的集会施設
3月11日(日) 午後1時30分～

▼問合せ
日本再生可能エネルギー(株)
(担当・高山寛)
Tel. (03) 6452・9693



確定申告書等にマイナンバー(個人番号)の記載が必要となつていきます。また、書類提出の際、本人確認を行います。

▼マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方
マイナンバーカードで本人確認を行います。

▼マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方
番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し)と身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど)が必要となります。

税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設

豊岡税務署では、次のとおりの申告書作成会場を開設します。

▼とき
2月16日(金)～3月15日(木)
午前8時30分～午後4時
※会場の混雑状況によって早めに締め切ることがあります。

**確定申告書等へのマイ
ナンバーの記載**

確定申告書等にマイナンバー(個人番号)の記載が必要となつていきます。また、書類提出の際、本人確認を行います。

・広報ふるさと香美

平成30年度雇用予定
町嘱託・臨時職員を募集します

●職種、雇用予定人数、応募資格など
下表に記載の資格などの他、昭和32年4月2日以後(※印の職種は昭和30年4月2日以後)に生まれ、町内に住所のある健康な人。

●賞与など
・通勤手当支給、期末一時金あり(1日6時間勤務以上の職のみ)

●募集期間
4月1日

●採用方法
市販の履歴書(写真貼付)と希望職種の資格を持つ人はそれを証明する書類の写しを提出してください。

●試験
3月上旬に面接を行います(日時、場所などは応募者に個別に通知します)。

●お問い合わせ(提出)先
役場総務課、各地域場

(仮称) 新温泉風力発電事業に係る
環境影響評価方法書を縦覧します

(同) NWE-09 インベストメントが新温泉町で計画している風力発電事業に係る環境影響評価方法書を次のとおり縦覧し、意見を受け付けます。

●縦覧期間
(仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書
●縦覧場所
町民課、各地域場
●縦覧期間(次の日曜の発行日、発行時間内)
2月9日(金)～3月12日(月)
●意見書の提出
縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所および意見をご記入のうえ、意見書箱に投函してください。意見書の提出期限は3月26日(月)です。

●問い合わせ先
日本再生可能エネルギー(株) 総務部総務課/門4128
Tel. 03・6452・9693

区分	区	職種	主な勤務地	勤務時間など	雇用予定人数	賃金(円)	特に必要な資格など	
嘱託	村岡	自動車運転員	村岡地域場	週4.5日	1人	月額178,000	大型自動車・大型特殊運転免許	
		環境美化推進作業員	役場町政課	1日	1人	日額7,300	普通自動車運転免許	
	香美	保安部または警備隊	役場警備課	1日	1人	小規模 日額8,200 大規模 日額7,800	保安部または警備隊資格	
		障害者福祉力ワーカー	役場福祉課	1日	1人	日額7,300	障害者、引きこもり者への支援経験者が必要、普通自動車運転免許	
		介護支援専門員	役場福祉課	1日	2人	日額7,800	介護支援専門員資格、普通自動車運転免許	
		介護保健認定作業員	役場福祉課	1日	1人	日額7,000	普通自動車運転免許	
		事務補助員	役場農林水産課	1日	1人	日額6,700		
		郷の文化館案内・事務補助員	郷の文化館	1日	1人	日額6,700		
	臨時	香美	給食調理員	香美学校給食センター	1日	1人	日額6,700	
			栄養士	南山保育園	1日	1人	日額7,300	栄養士資格
香美		夜間警備員	香美文化会館および香美区中央公民館	8時間	1人	8時間4,400		
		夜間警備員	香美B&G海洋センター	8時間	2人	8時間4,400		
村岡	香美	産科助手	児生・川原産科助産所	1日	1人	日額6,700		
		高齢者福祉指導員	児生町高齢者外教育センター	1日	1人	日額7,300	利用者の支援補助などができること、普通自動車運転免許	
	香美	清掃作業員	児生町高齢者外教育センター	1日	1人	日額6,700	普通自動車運転免許	
		学校用務員	村岡区または小村区内の小中学校	1日	1人	日額6,700		
小代	日産代行員	小代地域場	1日	2人	日額6,100			

定額給付金を提出してください

家畜を飼養している皆さんへ

家畜・家さんを1頭(羽)以上飼養している人は、毎年2月1日時点の飼養状況を入した報告書を家畜保健衛生所へ提出することが家畜伝染病予防法で定められています。

●対象
牛、水牛、豚、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、雉、あひる、うずら、きじ、だちょう、はろはろ鳥、七面鳥

●報告期間
3月31日(土)

●問い合わせ(提出)先
香美家畜保健衛生所(新井市和田山町真田66-1)
Tel. 079・673・2331

○インターネットによる「お知らせ」

- ・新温泉町のウェブサイト

The screenshot shows the official website of Shimonoseki City. The main navigation bar includes 'Home', 'Administrative Information', 'Living Information', 'Sightseeing Information', and 'Disaster/Disaster Information'. The current page is titled '(仮称)新温泉風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について' (Public Review of Environmental Impact Assessment Methodology for the (Provisional) Shimonoseki Wind Power Project). The notice is dated 2018/02/08 and is issued by the joint venture NWE-09 Investment. It details the public review process, including the period from February 9 to March 12, 2018, and the location at the Shimonoseki City Planning and Regional Development Department. It also provides contact information for the project and a list of public meetings.

Powered by Google 翻訳 言語を選択 文字サイズ Google カスタム検索

兵庫県 新温泉町 SHINONSENCHO

ホーム 行政情報 < 暮らしの情報 観光案内 災害・防災情報

TOPページ > まちづくり > 環境保全 > (仮称)新温泉風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

まちづくり

- ▶ 上下水道
- ▶ 環境保全
- ▶ 道路・交通
- ▶ 都市計画
- ▶ 温泉
- ▶ コードー21(因但県境自治体会議)
- ▶ 山部海岸シオパーク
- ▶ 定住自立圏構想

(仮称)新温泉風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について
2018/02/08

合同会社NWE-09インベストメントが新温泉町において計画している風力発電事業に係る環境影響評価方法書を以下のとおり縦覧し、ご意見を受け付けております。

※合同会社NWE-09インベストメントは、日本再生可能エネルギー株式会社及び日本風力エネルギー株式会社の関連会社として、風力発電所の運用を行うために設立された特別目的会社です。

環境影響評価とは、環境に影響をおよぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

手続きの流れとしては、①配慮書→②方法書→③準備書→④評価書となり、今回の環境影響評価方法書の縦覧は2つ日の手続きになります。

縦覧図書
(仮称)新温泉風力発電事業に係る環境影響評価方法書

縦覧期間
平成30年2月9日(金)～3月12日(月)

縦覧場所
本庁舎企画課、温泉総合支所地域振興課
電子縦覧 <http://nwe-09-wind.co.jp/>

意見書
縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見を記入のうえ、意見書箱にご投函ください。
※意見募集は平成30年3月26日(月)まで

住民説明会
平成30年3月10日(土)午後1時30分 夢ホール
平成30年3月11日(日)午後1時30分 浜坂多目的集会所施設2階ホール

本件のお問い合わせ先
会社名: 日本再生可能エネルギー株式会社
住 所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス14階
担 当: 高山寛(電話番号: 03-6452-9893)

〒669-6792
兵庫県美方郡新温泉町兵坂2679-1 地図
Tel: 0796-82-3111 Fax: 0796-82-3054
※記事、写真、画像などの無断使用を禁じます。

お問い合わせ サイトマップ
Copyright©2005. SHINONSENCHO. All rights reserved.

・兵庫県庁のウェブサイト（ひょうごの環境）



・当社のウェブサイト

(1) トップページ



最新情報

- 2018/02/09 [\(仮称\)新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について](#)
- 2018/02/09 [\(仮称\)新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について](#)
- 2018/02/08 [\(仮称\)島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について](#)

[ニュース一覧を見る](#)

(当社のウェブサイト)

(2) 環境影響評価方法書の縦覧についてのお知らせ



(仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

投稿日：2018年2月9日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年2月8日付で経済産業大臣へ届出、兵庫県知事、新温泉町長、香美町長へ送付しました。

環境影響評価方法書について、以下のとおり縦覧を行います。

●方法書の縦覧について

縦覧場所：

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室

新温泉町役場本庁舎企画課

新温泉町役場温泉総合支所地域振興課

香美町役所町民課

香美町役場村岡地域局健康福祉係

香美町役場小代地域局健康福祉係

縦覧期間：

平成30年2月9日（金）から平成30年3月12日（月）まで

（土、日、祝祭日及び開庁日を除く。）

縦覧時間：

役場の開庁時（土・日・祝日を除く）

縦覧方法：

縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、お知らせ用紙、閲覧用紙及び意見書箱を設置いたします。

閲覧用紙の記入：

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

●インターネットによる縦覧

以下の理由により、縦覧期間のみ閲覧可能となるセキュリティ設定としております。

○ 配慮書の著作権保護のため（調査データを流用防止のため）

○ 出典元の著作権保護のため

○ 不正な改ざんを行い、それを公開されることを防ぐため

上記セキュリティ設定に伴い、**internet explorer(IE)のみ**で閲覧可能でございます。

(chrome、edge、firefox他ブラウザでの閲覧は出来ません。)

最近の投

▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ (仮称) 鳥取西部事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 鳥取西部事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ 保護中：(仮称) 力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

各リンクから閲覧ください。

表紙と目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書

●意見書の送付について

「（仮称）新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、以下の当社宛先までご郵送ください。

○受付期間：平成30年2月9日（金）から平成30年3月26日（月）まで

（郵送の場合は3月26日消印有効）

○郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階

日本風力エネルギー株式会社 高山 宛

ご意見記入用紙は[こちら](#)よりダウンロードください。

○記載事項

①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②意見書の提出の対象である方法書の名称

③方法書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階

日本風力エネルギー株式会社 田中

電話番号 03-6452-9747（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

(当社のウェブサイト)

(3) 環境影響評価方法書の説明会開催に関するお知らせ



(仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

投稿日：2018年2月9日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年2月8日付で経済産業大臣へ届出、兵庫県知事、新温泉町長、香美町長へ送付しました。

環境影響評価方法書や事業概要について、以下のとおり説明会を行いますので、お近くの会場にお越しください。当日ご都合がつかない方は、他の会場での説明会にも参加可能です。

●住民説明会の開催を予定する場所・日時

1. 香美町村岡区中央公民館（兵庫県美方郡香美町村岡区村岡396）
3月9日（金）19時00分より
2. 新温泉町夢ホール（兵庫県美方郡新温泉町湯990-8）
3月10日（土）13時30分より
3. 新温泉町浜坂多目的集会施設（兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1）
3月11日（土）13時30分より

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 高山
電話番号 03-6452-9410（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

最近の

▶ (仮称) 新温泉 環境影響の説明会に

▶ (仮称) 新温泉 環境影響の縦覧につ

▶ (仮称) 島根 環境影響の説明会に

▶ (仮称) 島根 環境影響の縦覧につ

▶ (仮称) 鳥取 事業 環境書の説明会

▶ (仮称) 鳥取 事業 環境

